

静岡県埋蔵文化財発掘調査事業に係る業務委託
標準積算基準書

令和6年4月1日

静岡県

目 次

第1編 総 則

第1章 総 則

- 1 適用範囲等
- 2 業務委託費の構成

第2章 数値基準

- 1 表示単位

第3章 標準作業量

- 1 発掘作業
- 2 整理等作業
- 3 報告書刊行作業
- 4 その他

第4章 標準作業期間

- 1 掘削等作業期間
- 2 標準編成

第2編 掘削等業務

第1章 掘削等業務委託の積算

- 1 直接作業費
- 2 間接作業費
- 3 一般管理費等及び消費税相当額

第2章 掘削等作業

- 1 機械掘削等
- 2 人力掘削等

第3章 基礎整理等作業

- 1 基礎整理等作業

第4章 仮設工

- 1 仮設工
- 2 締切排水工
- 3 大型土のう工
- 4 仮囲い設置撤去工
- 5 敷鉄板設置撤去工
- 6 掘削防護柵工
- 7 足場工
- 8 仮設盛土
- 9 高所作業車
- 10 交通誘導警備員
- 11 その他

第3編 遺跡測量等業務

第1章 遺跡測量等業務委託の積算

- 1 適用範囲等
- 2 業務委託費の構成
- 3 業務委託費構成費目の内容
- 4 積算方式

第2章 測量等業務

- 1 現地測量等作業
- 2 出土品等実測等作業

第4編 整理作業・保存処理業務

第1章 整理作業・保存処理業務委託の積算

- 1 適用範囲等
- 2 業務委託費の構成
- 3 業務委託費構成費目の内容
- 4 積算方式

第2章 整理作業・保存処理業務

- 1 資料整理作業
- 2 保存処理
- 3 報告書刊行作業
- 4 基礎整理作業・出土品応急保存処理

第5編 その他の業務

第1章 自然科学分析業務委託の積算

- 1 適用範囲等
- 2 業務委託費の構成
- 3 積算方法

第2章 その他の業務委託の積算

- 1 適用範囲等
- 2 業務委託費の構成
- 3 積算方法

第1編 総則

第1章 総則

1 適用範囲等

(1) 適用範囲

本埋蔵文化財発掘調査事業に係る業務委託標準積算基準書（以下、「積算基準書」）は、令和4年4月1日以降に静岡県が直接実施する発掘調査のうち記録保存のための本発掘調査に要する費用の積算に適用する。

ただし、この積算基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

(2) 設計書の作成

設計書の作成に当たっては、調査対象となる文化財を最も合理的かつ適切に記録保存できるよう施工条件、施工管理、安全施工に十分留意し、調査方法及び歩掛、単価等について調査研究を行い、明確に作成しなければならない。なお、本書でいう「施工」とは掘削等作業、仮設工その他の各章で示す各種の作業である。

(3) 用語

埋蔵文化財発掘調査に係る用語は平成23年10月24日付け静岡県教育委員会教育長通知（教文第998号）「静岡県埋蔵文化財発掘調査の作業標準・積算基準」（以下、「作業標準」）に基づくほか、次のとおりとする。なお、「作業標準」及び「積算基準書」にない用語については、各業務における仕様書及び契約書等に定めるところによる。

- ア 現地調査とは、発掘調査のうち、現地の発掘作業及び基礎整理作業等を含む調査をいう。
- イ 資料調査とは、発掘調査のうち、現地調査後等の整理等作業及び報告書刊行作業を行う調査をいう。
- ウ 調査担当者とは、発掘調査において常駐し「作業標準」に基づき直接指揮をとる職員をいい、各調査事業には必ず調査担当者を1名以上置くものとする。

2 業務委託費の構成

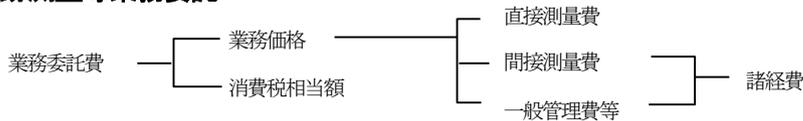
(1) 基本構成

各業務委託費の構成は次のとおりとする。

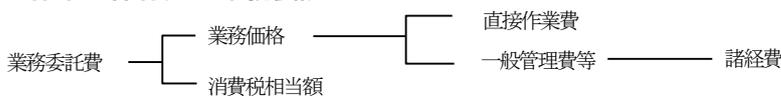
ア 掘削等業務委託



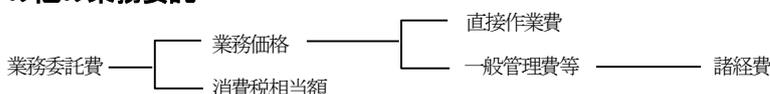
イ 遺跡測量等業務委託



ウ 整理作業・保存処理業務委託



エ その他の業務委託



(2) 委託費積算の内訳

標準的な内訳は以下のとおりとする。

ア 直接作業費・直接測量費

直接作業費・直接測量費は、主たる作業内容により区分し、それぞれの区分ごとに、労務費及び直接経費の2要素について積算するものとする。

イ 間接作業費・間接測量費

(ア) 間接作業費

間接作業費は、掘削等業務委託において前号以外の作業費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。

(イ) 間接測量費

間接測量費は、遺跡測量等業務委託において前号以外の作業費及び経費並びに作業の管理に必要な経費とする。なお、間接測量費は、一般管理費などを合わせて諸経費として計上するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、掘削等業務委託において次に掲げるものについて積算するものとする。

- (ア) 運搬費
- (イ) 準備費
- (ウ) 事業損失防止施設費
- (エ) 安全費
- (オ) 役務費
- (カ) 技術管理費
- (キ) 営繕費

エ 現場管理費

現場管理費は、掘削等業務委託における施工に当たって、作業を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、または次の現場管理費率を用いて積算するものとする。

$$\text{現場管理費率} = \text{現場管理費} / \text{純作業費}$$

$$\text{ただし、純作業費} = \text{直接作業費} + \text{共通仮設費}$$

オ 一般管理費等

一般管理費等は、施工に当たる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費率を用いて積算するものとする。

A 掘削等業務委託 $\text{一般管理費等率} = \text{一般管理費等} / \text{作業原価}$

B 遺跡測量等業務委託 $\text{諸経費率} = \text{諸経費} / \text{直接測量費}$

$$\text{ただし、諸経費} = \text{一般管理費等} + \text{間接測量費}$$

C 整理作業・保存処理業務委託・その他の業務委託

$$\text{一般管理費（諸経費）率} = \text{一般管理費等（諸経費）} / \text{直接作業費}$$

カ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第2章 数値基準

1 表示単位

設計書の表示単位及び数値は原則として次のとおりとする。

- (1) 設計表示単位及び数値は、別表に示すとおりとする。
- (2) 設計数量が設計表示数値に満たない場合及び、作業規模、作業内容等により、設計表示数値が不適当と判断される場合（小規模事業等）は有効数値第1位の数量を設計表示数値とする。
- (3) 数値基準以外の項目について、設計表示単位及び数値を定める必要が生じたときは作業規模、作業内容及び数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。
- (4) 設計計上数量は、現地調査に当たっては予備調査等の過去の調査実績に基づき算出された数量を、資料調査は現地調査等の実績に基づき算出された数量を設計表示数値に四捨五入して求めるものとする。
- (5) 設計表示単位及び数値の適用は細別毎を原則とし、作業種別は一式を原則とする。
- (6) 契約数量は設計計上数量とする。ただし、作業目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な種目以外は一式計上する。
- (7) 設計表示単位は設計図書に添付するものとする（土質調査、測量業務関係等は除く）。
- (8) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
- (9) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。

表1-1

業務別	種別	細別	設計表示単位	数値	備考
掘削等	掘削等作業	掘削（機械掘削）	m3	10	ただし100m3未満は1m3
		掘削（人力掘削）	m3	1	人力による表土等除去に適用
		土砂等運搬	m3	10	ただし100m3未満は1m3 建設機械を使用した運搬に適用
		整地	m3	10	ただし100m3未満は1m3
		押土	m3	10	ただし100m3未満は1m3
		積込	m3	10	ただし100m3未満は1m3
		包含層掘削	m3	1	
		遺構検出	m3	1	
		遺構検出	m2	10	遺構の状況により、m3による算出が困難な場合に適用
		遺構掘削	m3	1	
		遺構掘削	m2	10	遺構の状況により、m3による算出が困難な場合に適用
		部分掘削	m3	1	
		墳丘関連掘削	m3	1	
		墳丘精査	m2	1	
		主体部（埋葬施設）	m3	1	
		床面精査・検出	m2	1	
		床面精査・検出	m3	1	遺構の状況により、m2による算出が困難な場合に適用
		石室等解体	m2	1	
前庭・墓道関連掘削	m3	1			

表1-2

業務別	種別	細別	設計表示単位	数値	備考
掘削等	掘削等作業	石棺解体	m2	1	
		人骨実測・取り上げ	m2	1	
		窯体内埋土掘削	m3	1	
		床面・壁面断ち割り・撤去	m3	1	
		付属施設・灰原掘削・灰原遺物取り上げ	m3	1	
	基礎整理等作業	洗浄	箱	1	整理作業・保存処理業務委託として扱う場合も同様
		注記	箱	1	
		写真整理	本	1	
		図面整理	枚	1	
		出土品応急保存処理	点	1	

※ 上記以外の掘削等の作業における数値は、人力による作業の場合は掘削（人力掘削）を、重機等の建設機械による作業の場合は掘削（機械掘削）に準拠することを基本とする。

表2

業務別	種別	細別	設計表示単位	数値	備考
整理作業 ・ 保存処理	資料整理 作業	出土品 分類・仕分け	箱	1	
		出土品 接合	箱	1	
		出土品 復原	点	1	
		出土品 実測	点	1	
		出土品 写真撮影	カット	1	
		出土品 写真整理	本	1	
		出土品 版組(図)	頁	1	
		出土品 版組(写真)	頁	1	
		出土品 トレース	点	1	
		出土品 観察表作成	点	1	
		記録類 図面編集	枚	1	
		記録類 版組(図)	枚	1	
		記録類 版組(写真)	頁	1	
		記録類 トレース	枚	1	
		記録類 観察表作成	点	1	
	保存処理	木製品保存処理	点	1	特殊な遺物の場合は一式とする場合もある。
		金属製品保存処理	点	1	特殊な遺物の場合は一式とする場合もある。
		その他の保存処理	点	1	
	報告書刊 行作業	編集	頁	1	
		印刷製本	頁	1	
校正		頁	1		

第3章 標準作業量

各種作業の日当たり作業量は、「作業標準」の別表4～14に基づく。各歩掛は次のとおりである。
 なお、「作業標準」に標準作業量の記載がない事項については、本章に定めるとおりである。

※「作業標準」で示す人力による各種掘削・検出・実測・解体等の作業の日当たり作業量は7時間/日に基づく、本書における日当たり作業量は「作業標準」を基に8時間/日に換算した作業量である。

1 発掘作業

(1) 発掘作業に伴う歩掛（集落遺跡 台地遺跡）

作業内容	遺構状況						遺物量			備考
	遺構密度 10%以下		遺構密度 40%以下		遺構密度 40%を越える		疎	普	密	
	易	普	易	普	易	普				
表土等除去 機械による	170m ³						—	—	—	バックホウ ※1・5・6
包含層掘削 人力による	—	—	—	—	—	—	1.37m ³	1.14m ³	0.91m ³	※4
遺構検出 人力による	1.14m ³ (57m ²)	0.91m ³ (46m ²)	0.80m ³ (40m ²)	0.69m ³ (34m ²)	0.57m ³ (29m ²)	0.46m ³ (23m ²)	—	—	—	m ² は検出深度を2cmとした場合 ※7
遺構掘削 人力による	0.91m ³ (4.6m ²)	0.80m ³ (4.0m ²)	0.69m ³ (3.4m ²)	0.57m ³ (2.9m ²)	0.46m ³ (2.3m ²)	0.34m ³ (1.7m ²)	—	—	—	m ² は遺構深度を20cmとした場合 ※7
写真撮影補助・ 遺構実測補助	15%						—	—	—	※2
その他の作業 人力による	10%						—	—	—	器材運搬、遺物取上げ・運搬等 ※3

(2) 発掘作業に伴う歩掛（集落遺跡 平地遺跡）

作業内容	遺構状況						遺物量			備考
	遺構密度 10%以下		遺構密度 40%以下		遺構密度 40%を越える		疎	普	密	
	易	普	易	普	易	普				
表土等除去 機械による	170 m ³						—	—	—	バックホウ ※1・5・6
包含層掘削 人力による	—	—	—	—	—	—	1.26m ³	1.03m ³	0.80m ³	※4
遺構検出 人力による	0.91m ³ (46m ²)	0.80m ³ (40m ²)	0.69m ³ (34m ²)	0.57m ³ (29m ²)	0.46m ³ (23m ²)	0.34m ³ (17m ²)	—	—	—	m ² は検出深度を2cmとした場合 ※7
遺構掘削 人力による	0.91m ³ (4.6m ²)	0.80m ³ (4.0m ²)	0.69m ³ (3.4m ²)	0.57m ³ (2.9m ²)	0.46m ³ (2.3m ²)	0.34m ³ (1.7m ²)	—	—	—	m ² は遺構深度を20cmとした場合 ※7
写真撮影補助・ 遺構実測補助	15%						—	—	—	※2
その他の作業 人力による	10%						—	—	—	器材運搬、遺物取上げ・運搬等 ※3

(3) 発掘作業に伴う歩掛 (集落遺跡 低湿地遺跡)

作業内容	遺構状況						遺物量			備考
	遺構密度 10%以下		遺構密度 40%以下		遺構密度 40%を越える		疎	普	密	
	易	普	易	普	易	普				
表土等除去 機械による	170m ³						—	—	—	バックホウ ※1・5・6
包含層掘削 人力による	—	—	—	—	—	—	1.14m ³	0.91m ³	0.69m ³	※4
遺構検出 人力による	0.69m ³ (34m ²)	0.57m ³ (29m ²)	0.51m ³ (28m ²)	0.46m ³ (23m ²)	0.34m ³ (17m ²)	0.23m ³ (11m ²)	—	—	—	m ² は検出深度を2cmとした場合 ※7
遺構掘削 人力による	0.69m ³ (3.4m ²)	0.57m ³ (2.9m ²)	0.57m ³ (2.9m ²)	0.46m ³ (2.3m ²)	0.34m ³ (1.7m ²)	0.23m ³ (1.1m ²)	—	—	—	m ² は遺構深度を20cmとした場合 ※7
写真撮影補助・ 遺構実測補助	15%						—	—	—	※2
その他の作業 人力による	10%									器材運搬、遺物取上げ・運搬等 ※3

(4) 発掘作業に伴う歩掛 (旧石器時代遺跡)

作業内容	遺物量			備考
	疎	普	密	
上層調査 表土等除去 機械による	170 m ³			バックホウ ※1・5・6
上層調査 遺構掘削 人力による	1.37m ³	1.14m ³	0.91m ³	石器集中箇所等が確認され、より慎重な調査が必要な場合は「集落遺跡 台地遺跡」の遺構掘削作業の歩掛を用いることができる。 ※4
下層調査 部分掘削 人力による	1.37m ³			下層の状況が充分把握できない場合。概ね上層調査面積の1/3を目安にする。
下層調査 遺構掘削 人力による	1.37m ³	1.14m ³	0.91m ³	石器集中箇所等が確認され、より慎重な調査が必要な場合は、「集落遺跡 台地遺跡」又は「集落遺跡 平地遺跡」の遺構掘削作業の歩掛を用いることができる。 ※7
写真撮影補助 ・ 遺構実測補助	15%			※2
その他の作業 人力による	10%			上記のうち人力で行う各作業につき10%加算 ※3

ア 留意事項

- ※1 機械による表土等除去は、静岡県交通基盤部の基準（以下「土木工事標準積算基準書」）を準用する。
なお、機械の規格は「排出ガス対策型・クローラ型山積0.8 m³（平積0.6 m³）」を標準とする。ただし、遺跡の状況や進入路の確保が難しい場合など、上記のバックホウの使用が効率的ではない場合はこの限りではない。（この場合も1日当たりの作業量は「土木工事標準積算基準書」を準用する）
- ※2 写真撮影補助・遺構実測補助作業は掘削等業務委託における遺構検出と遺構掘削に適用し、各作業につき標記の率を加算する。写真撮影補助には撮影用足場の設置・撤去等の作業も含む。
なお、写真撮影及び遺構実測の一部は、遺跡測量等業務として別途委託する。その際、調査区の面積、調査期間等作業の効率等を考慮し、セスナ機やヘリコプターを用いた作業を行うこともできる（使用する場合は別途積算）。
- ※3 その他の作業は、器材運搬、出土品の取上げ・場内運搬などに係る諸作業であり、包含層掘削・遺構検出・遺構掘削に適用し、各作業につき10%を加算する。
- ※4 （1）～（3）における包含層掘削及び（4）における遺構掘削において、掘削する層位が粘性の非常に高い粘土層や硬質な粘土層等の掘削が困難な土質である場合は難易度を繰り上げる。なお、遺物量が密である上に粘性が非常に高く掘削が困難である場合は、別途積算とする。
- ※5 現況地形の起伏が激しい場合や著しい斜面地、切り株が多数存在するなどにより※1に示す標準規格の重機の稼働が制限される場合は、（5）に示す規格の重機による掘削歩掛を用いることもできる。
- ※6 地形的制約や周辺の状況により、調査対象範囲へ重機が進入できない場合は、人力により表土等除去を行う。この場合の歩掛は（5）の表土等除去における人力掘削の作業量を用いる。
- ※7 集石遺構や敷石などの検出が極めて困難な遺構検出、流路跡などにおける極めて遺物が集中する箇所での遺構掘削などについては、（5）の主体部における床面精査・検出の歩掛（難）を適用することができる。

イ 上記（1）～（4）における作業の前提条件

- （ア）各歩掛は人力による作業の場合は8時間、機械による作業の場合は8時間当たりの作業量である。
- （イ）掘削した土はベルトコンベア等により掘削実施箇所外への搬出を基本とする。
なお、上記歩掛には掘削作業場所からベルトコンベア等までの人力による小車運搬（片道平均距離20m未満）作業を含むものとする。

(5) 発掘作業に伴う歩掛(古墳)

作業内容		遺構状況	易	普	難	備考	
(1) 現況地形測量		人力による	371 m ²	286 m ²	200 m ²	現況測量面積に対する歩掛 (難)①測量範囲の傾斜角度が10度以上の場合 ②著しい障害・起伏・墳丘のある場合 (普)①測量範囲の傾斜角度が5度以上10度未満の場合 ②障害・起伏・盛土のある場合 (易)測量範囲の傾斜角度が5度未満で障害・起伏・盛土のない場合 ※伏羲・基準杭設置済、2名で光波・図化機使用とする。	
表土等除去	(2)機械掘削 0.45 m ³ 山積みパック クボウによる	稼働制限多	100 m ²	70 m ²	—	総機械非出量に対する歩掛 難易度:土中障害物(根・石等)、土質等による。 稼働制限:建物・切り株・古墳密度・地形の起伏等による。 ※非土場外掘削の場合は別途積算とする。	
	(3)人力掘削	ベルトコン有	1.37 m ²	1.14 m ²	0.69 m ²	人力表土掘削総土量に対する歩掛 (難)①調査区の傾斜角度が10度以上の場合、②葎石がある場合 (普)①調査区の傾斜角度が5度以上10度未満の場合、②盛土がある場合 (易)調査区の傾斜角度が5度未満の場合 ※抜根作業を伴う場合は難易度を一段階引き上げる。	
		ベルトコン無	1.14 m ²	0.91 m ²	0.57 m ²		
(4)遺構検出		人力による	34 m ²	23 m ²	11 m ²	調査区面積に対する歩掛 (難)葎石もしくは墳輪がある場合 (普)遺構密度40%以上もしくは盛土がある場合 (易)遺構密度40%未満かつ盛土がない場合 ※m ² /人は検出深度を2cmとした場合	
墳丘	(5)墳丘関連掘削	人力による	1.14 m ²	0.91 m ²	0.46 m ²	墳丘関連(周溝・墓道・盛土)掘削総土量に対する歩掛 (難)石積(葎石・墳丘内列石など)がある場合 (普)遺物出土状況図を要する場合 (易)遺物出土状況図を要さない場合	
	(6)墳丘精査および実測	人力による	17.1 m ²	5.7 m ²	1.1 m ²	古墳面積に対する歩掛 (難)石積(葎石・墳丘内列石など)もしくは墳輪がある場合 (普)盛土がある場合もしくは遺物出土状況図を要する場合 (易)盛土がない場合かつ遺物出土状況図を要さない場合 ※m ² /人は検出深度を2cmとした場合	
	(7)周溝・墓道・墳丘断面実測	人力による	2.3 m ²	1.1 m ²	0.6 m ²	実測総断面面積(古墳主軸断面面積・直行断面面積)に対する歩掛 (難)盛土と石積(葎石・墳丘内列石など)がある場合 (普)盛土もしくは石積(葎石・墳丘内列石など)がある場合 (易)盛土と石積(葎石・墳丘内列石など)がない場合	
(8)地形測量		人力による	371 m ²	286 m ²	200 m ²	測量面積(通常は調査区面積)に対する歩掛 難易度の基準は(1)と同様 ※トランス設定済み、2名で光波・図化機使用とする。	
主体部	(9)主体部(埋葬施設)掘削	人力による	0.91 m ²	0.69 m ²	0.34 m ²	主体部面積に対する歩掛 (難)①チェーンブロックを使用する場合、②内部石材が主軸断面に10石以上ある場合、 ③天井石がある場合 (普)閉塞石、内部石材が主軸断面に10石未満ある場合もしくは床面以外に遺物がある場合 (易)内部石材および床面以外の遺物が少ない場合 ※内部石材:崩落石・閉塞石・石積など ※裏込め断面の50%以上が石の断面となる場合は難易度を一段階上げる。	
	(10)床面精査・検出	人力による	面積	0.9 m ²	0.5 m ²	0.1 m ²	面積・主体部面積に対する歩掛(通常は面積を用いる。) 土量・主体部面積に対する歩掛 (難)床石、石積平面積が床面積の50%以上ある場合 (普)床石、石積平面積が床面積の50%未満である場合 (易)床石、石積が少ない場合 ※床面積は石室内の底面積であり、主体部底面積とは異なる。 ※出土品がある場合や篩を用いた作業を要する場合は難易度を一段階上げる。 ※m ² /人は検出深度を10cmとした場合
			土量	0.09 m ²	0.05 m ²	0.01 m ²	
	(11)石室等解体	人力による	3.4 m ²	1.7 m ²	0.3 m ²	主体部の解体の対象となる面の面積の合計に対する歩掛 (難)①天井石がある場合、②石積がある場合 (普)①側壁が基底石より上部まで残る場合、②床石平面積が床面積の50%以上ある場合 (易)床石平面積が床面積の50%未満で、側壁が基底石のみの場合 ※床面積は石室内の底面積であり、主体部底面積とは異なる。 ※チェーンブロックを使用する場合は難易度を一段階上げる。 ※クレーン使用は別途積算とする。 ※石積の解体は、別表9の歩掛を用いる。	
(12)主体部(埋葬施設)実測	人力による	2.9 m ²	1.7 m ²	1.1 m ²	主体部の面積に対する歩掛(遺物出土状況図を含める) (難)①天井石がある場合、②石積がある場合、③裏込め断面の50%以上が石の断面となる場合、④内部石材が主軸断面に10石以上あり、床石平面積が床面積の50%以上ある場合 (普)①内部石材が主軸断面に10石以上ある場合、②床石平面積が床面積の50%以上ある場合、③側壁が基底石より上部まで残る場合 (易)難・普の条件の一つとして該当しない場合 ※主体部全体の底面積とする。 ※内部石材:崩落石・閉塞石・石積など		
(13)写真撮影補助		人力による		10%		(1)~(4)~(12) 各作業につき10%加算 ※ラジコンヘリコプター・高所作業車使用は別途積算とする。	
(14)その他の作業		人力による		10%		(1)~(13) 各作業につき10%加算	

ア (5)における作業の前提条件

- (ア) 静岡県に多く認められる古墳(横穴式石室を埋葬施設とする直径10m程度の円墳)を想定している。この前提する規模を大きく超えるものについては、別途積算とする。
- (イ) 各歩掛は人力による作業の場合は8時間、機械による作業の場合は8時間当たりの作業量である。
- (ウ) 掘削した土はベルトコンベア等により掘削実施箇所外への搬出を基本とする。なお、上記歩掛には掘削場所からベルトコンベア等までの人力による小車運搬(片道平均距離20m未満)作業を含むものとする。

(6) 発掘作業に伴う歩掛 (横穴)

作業内容		遺構状況			備考	
		易	普	難		
(1) 現況地形測量		人力による 371 m ²	286 m ²	200 m ²	現況測量面積に対する歩掛 (難)①測量範囲の傾斜角度が10度を超え場合、②着しい障害・起伏のある場合 (普)①測量範囲の傾斜角度が5度以上10度未満の場合、②障害、起伏のある場合 (易)測量範囲の傾斜角度が5度未満の場合で、障害・起伏のない場合 伐採・基盤杭設置済、2名で光波・図化機使用とする。	
表土等除去	(2)機械掘削 0.45 m ³ 山積みノック クボウによる	稼働制限多 100 m ³	70 m ³	—	総機械掘削土量に対する歩掛 難易度:土中の障害物(根・石等)、土質等による 稼働制限:建物・切り株・横穴密度・地形の起伏等による。 ※排土場外搬出の場合は別途積算とする。	
	(3)人力掘削	ベルコン有 1.37 m ³	1.14 m ³	0.69 m ³	人力表土掘削総土量に対する歩掛 (難)調査区の傾斜角度が10度以上ある場合 (普)調査区の傾斜角度が5度以上10度未満の場合 (易)調査区の傾斜角度が5度未満の場合 ※拔根作業を伴う場合は難易度を一段階引き上げる。 ※斜面等の精査のため、高所作業車を利用する場合は別途積算とする。	
(4)遺構検出		人力による 34 m ²	23 m ²	11 m ²	調査区面積に対する歩掛 (難)調査区の傾斜角度が10度を超える場合 (普)①調査区の傾斜角度が5度以上10度未満の場合、 ②遺構密度が40%以上の場合 (易)調査区の傾斜角度が5度以下で、遺構密度が40%以下の場合 ※斜面等の精査のため、高所作業車使用の場合は別途積算とする。 ※m ² /人は検出深度を2cmとした場合	
域・その他 (前庭・墓道・墓前)	(5)前庭・墓道関連掘削	人力による 0.91 m ³	0.80 m ³	0.69 m ³	墓道・前庭掘削総土量に対する歩掛 (難)遺構の傾斜角度が10度以上の場合 (普)遺構の傾斜角度が5度以上10度未満の場合 (易)遺構の傾斜角度が5度以下の場合 ※通常は墳丘が存在しないものとする。 ※墳丘が存在する場合は別途積算(別表7横穴式石室古墳の歩掛)とする。	
	(6)前庭・墓道関連実測	人力による 5.7 m ²	3.4 m ²	1.1 m ²	実測総面積の合計に対する歩掛 (難)遺構物が多い場合、(普)遺構物が少ない場合、(易)遺構物がない場合	
主体部	(7)主体部(埋葬施設)掘削	人力による 0.91 m ³	0.69 m ³	0.34 m ³	主体部体積に対する歩掛 (難)①石棺など内部施設が存在し遺物が多い場合、②壁面に工具痕などが残る場合、 ③天井がある場合 (普)石棺などの施設がある場合もしくは遺物がある場合 (易)石棺などの施設がない場合かつ遺物がない場合	
	(8)床面検出・精査	人力による	面積 0.9 m ²	0.5 m ²	0.1 m ²	面積・主体部面積に対する歩掛(通常は面積を用いる。) 土量・主体部体積に対する歩掛 (難)床石、石棺平面積が床面積の50%以上ある場合 (普)床石、石棺平面積が床面積の50%未満である場合 (易)床石、石棺がない場合 ※出土品がある場合や節を用いた作業を要する場合は難易度を一段階引き上げる。 ※m ² /人は検出深度を10cmとした場合
			土量 0.09 m ³	0.05 m ³	0.01 m ³	
	(9)石棺解体	人力による 3.4 m ²	2.9 m ²	2.3 m ²	通常は石棺総面積に対する歩掛 (難)①チェーンブロックを用いる場合、②近接場所へ石材を廃棄できない場合、 ③天井がある場合 (普)難と易に該当しない場合 (易)近接場所へ石材が廃棄でき、作業員一人でも運べる場合	
	(10)主体部(埋葬施設)実測	人力による 3.4 m ²	2.3 m ²	1.1 m ²	主体部の実測対象となる面の面積に対する歩掛(遺物出土状況区も含める) (難)①天井がある場合、②石棺がある場合、③床石平面積が床面積の50%以上ある場合、 ④壁面に工具痕などが壁面面積の50%以上残る場合 (普)①床石平面積が床面積の50%以下の場合、 ②壁面に工具痕などが壁面面積の50%以下の場合 (易)上記の条件に該当しない場合	
(11)人骨実測・取り上げ	人力による 10%	15%	20%	人骨が出土する場合の歩掛 (7)～(9)にかける作業員数に対する歩掛 (難)完全に近い人骨(全体の50%以上)が複数人数分出土した場合 (普)完全に近い人骨(全体の50%以上)が1体分出土した場合 (易)人骨が一部出土した(全体の50%以下)場合 ※この項目を用いる場合は、地質状況、周辺の既往調査横穴における人骨の残存状況などを考慮して設定する。		
(12)地形測量	人力による 371 m ²	286 m ²	200 m ²	遺構掘削後地形測量面積に対する歩掛。 難易度の基準は(1)と同様。 ※トラバース設定済み、2名で光波・図化機使用とする。		
(13)写真撮影補助	人力による	10%		(1)～(12)各作業につき10%加算 ※ラジコンヘリコプター、高所作業車使用は別途積算とする。		
(14)その他の作業	人力による	10%		(1)～(13)各作業につき10%加算 ※横穴は斜面に存在する場合は多く、調査区近くに民家等がある場合は、安全管理面で人工数が増員される場合がある。この場合は別途積算。		

ア (6) における作業の前提条件

(ア) 静岡県に多く認められる横穴(全長5m程度の横穴)を想定している。この前提する規模を大きく超えるものについては、別途積算とする。

(イ) 各歩掛は人力による作業の場合は8時間、機械による作業の場合は8時間当たりの作業量である。

(ウ) 掘削した土はベルトコンベア等により掘削実施箇所外への搬出を基本とする。

なお、上記歩掛には掘削作業場所からベルトコンベア等までの人力による小車運搬(片道平均距離20m未満)作業を含むものとする。

(7) 発掘作業に伴う歩掛 (生産 (窯業) 遺跡)

作業内容		遺構状況	易	普	難	備考	
(1)	現況地形測量	人力による	371 m ²	286 m ²	200 m ²	現況測量面積に対する歩掛 (難)①測量範囲の傾斜角度が10度以上、②着しい障害・起伏のある場合 (普)①測量範囲の傾斜角度が5度以上10度未満、②障害・起伏のある場合 (易)測量範囲の傾斜角度が5度未満の場合で、障害・起伏のない場合 ※伐採・基礎杭設置済、2名で光波・図化機使用とする。	
表土等除去	(2)機械掘削 0.45 m ² 山積みバックホウによる	稼働制限多	100 m ²	70 m ²	—	総掘削出土量に対する歩掛 難易度:土中の障害物(木根・石等)、土質等による。 稼働制限:建物・切羽・遺構密度・地形の起伏等による。 ※排土場外搬出の場合は別途積算とする。	
	(3)人力掘削	稼働制限少	150 m ²	100 m ²	70 m ²		
		バルコン有	1.14 m ²	0.69 m ²	0.46 m ²	人力表土掘削総土量に対する歩掛 (難)①遺物量が多く、小型の発掘道具を多用する場合 ②調査区の傾斜角度が10度以上ある場合 (普)①遺物量がやや多く、大型・小型の発掘道具が併用できる場合 ②調査区の傾斜角度が5度以上10度未満である場合 (易)①遺物がほとんどなく、大型の発掘道具を多用できる場合 ②調査区の傾斜角度が5度未満の場合 ※抜根作業が伴う場合は難易度を一段階上げる。	
		バルコン無	0.91 m ²	0.57 m ²	0.34 m ²		
(4)	包含層掘削	人力による	1.14 m ²	0.91 m ²	0.69 m ²	掘削総土量に対する歩掛 難易度の基準は(3)と同様。 ※抜根作業が伴う場合は難易度を一段階上げる。	
(5)	遺構検出	人力による	34 m ²	23 m ²	11 m ²	調査区面積に対する歩掛 (難)①調査区の傾斜角度が10度以上ある場合、②遺構密度が40%以上の場合 (普)①調査区の傾斜角度が5度以上10度未満である場合、②遺構密度が40%未満の場合 (易)調査区の傾斜角度が5度未満で、窯1基のみの場合 ※m ² /人は検出深度を2cmとした場合	
窯体調査	(6)窯体内埋土掘削	人力による	0.69 m ²	0.46 m ²	0.23 m ²	窯体内埋土に対する歩掛 (難)①瓦窯・大窯である場合、②天井・障壁・石積み・瓦積み等の構造がある場合、③有階式構造である場合、④遺物量が多い場合、⑤窯の傾斜角度が10度以上の場合 (普)上記②・③以外の構造あるいは遺物量が多い場合 (易)遺物がほとんどなく、特殊な構造がない場合	
	(7)床面検出・精査	人力による	面積	4.6 m ²	3.4 m ²	2.3 m ²	土量・窯体面積に対する歩掛(通常は土量を用いる) 面積・窯体面積に対する歩掛 難易度の基準は(6)と同様
			土量	0.46 m ³	0.34 m ³	0.23 m ³	※床面が2面以上あることが確定的である場合、窯体調査にかかる作業を面数分繰り返して実施する。 ※m ³ /人は検出深度を10cmとした場合
(8)床面・壁面断ち割り・撤去 (掘方検出)	人力による	0.57 m ²	0.46 m ²	0.34 m ²	(難)①コンクリートカッターなどの特殊な用具を用いる場合 ②床面検出精査における(難)の基準に相当する場合 (普)通常の発掘用具を用いる場合で窯の傾斜角度が10度以上の場合 (易)通常の発掘用具を用いる場合で窯の傾斜角度が10度未満の場合		
(9)	付属施設・灰原掘削	人力による	0.91 m ²	0.80 m ²	0.69 m ²	※付属施設の場合 難易度は別表4・5 台地・平地遺跡の遺構掘削に準じる。 ※灰原の場合 難易度の基準は(3)と同様	
(10)	灰原遺物取り上げ	人力による	10%	20%	30%	付属施設及び灰原掘削にかかる人工数(9)に対する歩掛 難易度の基準は(3)と同様。 ※グリッド・層位毎、ドット取り上げを標準とする。	
(11)	地形測量	人力による	371 m ²	286 m ²	200 m ²	調査区面積に対する歩掛 難易度の基準は(1)と同様。 ※トラバース設定済み、2名で光波・図化機を使用とする。	
(12)	実測補助	人力による		5%		(6)~(10) 各作業につき5%加算	
(13)	写真撮影補助	人力による		10%		(1)~(12) 各作業につき10%加算 ※ラジコンヘリコプター・高所作業車使用の場合は別途積算。	
(14)	その他の作業	人力による		10%		(1)~(13)各作業につき10%加算	

ア (7) における作業の前提条件

(ア) 窯は全長8m、幅2m程度を想定。この前提する規模を大きく超えるものについては、別途積算とする。

(イ) 大型の道具とは、じょれん、スコップ、唐鍬など立って使用するもの、小型の道具とは、移植コテ、手鍬、草刈鎌などしゃがんで使用するものである。

(ウ) 各歩掛は人力による作業の場合は8時間、機械による作業の場合は8時間当たりの作業量である。

(エ) 掘削した土はベルトコンベア等により掘削実施箇所外への搬出を基本とする。

なお、上記歩掛には掘削作業場所からベルトコンベア等までの人力による小車運搬(片道平均距離20m未満)作業を含むものとする。

2 整理等作業

(1) 基礎整理作業に伴う歩掛

ア 出土品基礎整理

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考	
	A	B	C	D				
(1)洗浄	0.2 箱	0.5 箱	1.0 箱	2.0 箱	A	取り扱いに特に慎重を要する	玉類・小型石器、木製品などの有機物・風化の進んだもの	保存処理施設で行う必要がある場合は別積算
					B	取り扱いに慎重を要する	縄文土器・弥生土器、土師器等など	
					C	通常	須恵器・陶磁器など	
					D	容易に洗浄できる	須恵器・陶磁器・瓦等の大型品・大型破片	
(2)注記	0.25 箱	0.5 箱	1.0 箱		A	注記が困難	風化の進んだ遺物	注記マシンを使用する方が効率的である場合は注記マシンを用いる。その場合は、各3倍の歩掛けとする。
					B	通常	縄文土器・弥生土器、土師器、須恵器、陶磁器など	
					C	容易に注記できるもの	須恵器・陶磁器等のうち大型品・大型破片、瓦など	
(3)その他の作業	10%				(1)・(2) 各作業につき10%加算			

イ 記録類基礎整理

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考	
	A	B	C	D				
(1)写真整理	6.0 本	20本			A	35mm フィルム	ベタ焼きと判プリント、デジタル写真を含む。	現地作業と併行、もしくは現地作業終了後、現地で速やかに行う必要のあるアルバム作成など。大判フィルムは枚数10枚で中型カメラの1本とする。
					B	中判フィルム	6×7判フィルムとそのベタ焼き	
(2)図面整理	16 枚					現地調査と併行、もしくは現地作業終了後に速やかに行う必要のある図面修正、台帳作成、ファイリング		
(3)その他の作業	10%				(1)・(2) 各作業につき10%加算			

ウ (1)における作業の前提条件

(ア) 作業は全て人力による。

(イ) 出土品を収納する箱は、縦 54 cm・横 34 cm・高 20 cmを基本とする。

(ウ) 出土品の箱への収納にあたっては、収納した出土品が互いに損傷し合わない程度の空間を確保する。剥片や玉類などの微細で脆弱な遺物については、収納箱内における積み重ね収納は行わないこととする。

(エ) 各項目について、標準例を大きく逸脱するものについては、別途積算とする。

(オ) 各歩掛は8時間当たりの作業量である。

(2) 資料整理作業に伴う歩掛

ア 出土品本整理作業

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考
	A	B	C	D			
(1)分類・仕分け	0.2 箱	3.0 箱	5.0 箱		A 多種多様な遺物 B 通常 C 同種の遺物が多い。	一時代に収まる遺物	器種・時期・材質などの分類を含む。
(2)接合	0.1箱	0.2箱	0.5箱	1.0箱	A 接合予測が困難 B 接合が難しい C 通常 D 容易に接合できる。	打製石器 大型土器、複雑な中型土器など 複雑でない中型・小型土器など 大型の破片や瓦など	旧石器時代の遺物や玉類の生産遺跡などに限定。 窯業遺跡の場合や、個体識別が困難な土器が多量に出土した場合を含む。
(3)復原	0.1点	0.3点	1.0点	5.0点	A 特に複雑 B 複雑、または大型 C 通常 D 部分的な復元のみ	複雑な装飾土器 装飾土器、大型土器 複雑でない中型・小型土器 破片、完形に近い土器	
(4)実測	0.3点	1.0点	2.0点	4.0点	A 特に複雑、または、特に大型 B 複雑、または大型 C 通常 D 実測が容易、または断面実測のみ	装飾や文様、剥離面、調整痕などが特に複雑、または、特に大型 装飾土器、剥離面や調整痕の細かい遺物、大型の遺物 複雑でない中型土器 破片実測、模造品、須恵器・土師器の坏、碗	拓本どりも含む。 ※ 鏡・馬具・飾付大刀などについては別途積算。 ※ 玉類や、土器のうち断面実測と拓本の組み合わせについては8.0点とする。拓本のみは16.0点とする。
(5)写真撮影	24.0 カット						撮影の助手
(6)写真整理	6.0 本	20.0 本			A 35mm フィルム B 中判フィルム	ベタ焼きと判プリント 6×7判フィルムとそのベタ焼き	デジタル写真、台帳の作成も含む。 台帳の作成を含む。大判フィルムは10枚で中型カメラの1本とする。
(7)版組(図)	1.0 頁	2.0 頁	3.0 頁	5.0 頁	A レイアウトが非常に困難 B レイアウトが困難 C 通常 D レイアウトが容易	1頁に多種多量の遺物 多量(30点以上)の微細遺物(玉類など)の場合 1頁に多量の遺物 1頁に10点程度の遺物 1頁に数点の遺物	半頁程度の図も含む。
(8)版組(写真)	4.0 頁	10.0 頁	20.0 頁		A 1頁に7カット以上 B 1頁に4～6カット C 1頁に3カット以内		
(9)トレース	2.0点	5.0点	10.0点	20.0点	A 特に複雑 B 複雑、または大型 C 通常の遺物 D 線が少ない。	複雑な装飾土器、複雑な接合石器 装飾土器、調整痕の細かい遺物、大型の遺物 複雑でない中型土器 破片実測、須恵・土師器の坏、碗	文字貼込み、上掛けまで含む。
(10)観察表作成	25.0 点						計測を含む。
(11)その他の作業	10%				(1)～(10) 各作業につき10%加算		

イ 記録類本整理作業

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考
	A	B	C	D			
(1)図面編集	0.5 枚	1.0 枚	2.0 枚	4.0 枚	A 特に複雑	地形・遺構詳細図、遺構密度の40%を超える遺跡の調査区全体図	
					B 複雑	竪穴住居、遺物の多い遺構、遺構密度が20～40%の遺跡の調査区全体図など	
					C 通常	土坑等、遺構密度が10～20%の遺跡の調査区全体図など	
					D 簡単	遺物の少ない土坑など、遺構密度が10%未満の遺跡の調査区全体図など	
(2)版組(図)	0.5 枚	1.0 枚	2.0 枚	4.0 枚	A 特に加工が多い。	石室展開図、地形図	パソコンで版組(図)とトレースを行う場合は、それぞれに係る作業員数を合計して積算する。 【例】版組難易度Aでトレース難易度Aの場合、1枚実施に対しては、版組1枚÷0.5枚=2人、トレース1枚÷0.3枚=3.3人 合計5.3人とする。)
					B 加工が多い。	遺物の多い遺構	
					C 通常	竪穴住居	
					D 加工が少ない。	遺物の少ない土坑	
(3)版組(写真)	4.0 頁	10.0 頁	20.0 頁		出土品の版組(写真)と同じ		
(4)トレース	0.3 枚	1.0 枚	2.0 枚	4.0 枚	A 細い線が入り組む。	石室展開図、地形図	文字貼込み、上掛けまで含む。
					B 線が多い。	遺物の多い遺構	
					C 通常	竪穴住居	
					D 線が少ない。	遺物の少ない土坑	
(5)観察表作成	25.0 点						計測を含む。
(6)その他の作業	10%				(1)～(5)各作業につき10%加算		

ウ (2)における作業の前提条件

- (ア) 作業は全て人力による。
- (イ) 出土品を収納する箱は、縦54cm・横34cm・高20cmを基本とする。
- (ウ) 出土品の箱への収納に当たっては、収納した出土品が互いに損傷し合わない程度の空間を確保する。
- (エ) 各項目について、標準例を大きく逸脱するものについては、別途積算とする。
- (オ) 各歩掛は8時間当たりの作業量である。

(3) 保存処理に伴う歩掛等

ア 出土品応急保存処理

作業内容	歩掛難易度				難易度の考え方	標準的な例	備考
	A	B	C	D			
(1)出土品 応急保存処理	1.0 点	10 点	20 点		A 大型品、取り扱いが難しいもの	丸木舟、人骨、甲冑、漆盾など	現地で応急処置
					B 中型品	馬具、木製農具、小型漆製品など	
					C 小型品	鉄鎌、小型鋳製農具など	
(2)その他の作業	10%				(1) 各作業につき10%加算		

イ (3)における作業の前提条件

- (ア) 各項目について、標準例を大きく逸脱するものについては、別途積算とする。
- (イ) 作業は全て人力による。
- (ウ) 各歩掛は8時間当たりの作業量である。

ウ 保存処理

ア以外の保存処理は別途積算とする。

(4) 自然科学分析

自然科学分析は別途積算とする。

3 報告書刊行作業

(1) 報告書刊行作業に伴う歩掛

ア 報告書刊行作業

作業内容	歩掛難易度	難易度の考え方	標準的な例	備考
(1)編集	10.0頁			
(2)校正	20.0頁			
(3)その他の作業	10%	(1)・(2)各作業につき10%加算		

イ (1)における作業の前提条件

(ア) 各項目について、標準例を大きく逸脱するものについては、別途積算とする。

(イ) 作業は全て人力による。

(ウ) 各歩掛は8時間当たりの作業量である。

※ 報告書印刷製本業務は別途積算し別途発注するものとする。

4 その他

(1) ベルトコンベア編成人員

機種	名称	単位	数量	適用
ベルトコンベア ポータブルエンジン駆動 L=7m、W=350mm	発掘作業員	人	5	掘削部1台目のベルコン据付けが ほぼ水平の場合

(2) その他

上記に定めのない事項は「土木工事標準積算基準書」を準用する。

第4章 標準作業期間

1 掘削等作業期間

(1) 掘削等作業期間の構成

ア 掘削等作業期間は、掘削等業務委託において実施する人力作業に要する期間（人力作業期間）、雨天予備日の日数、人力掘削等作業と同時並行できない機械を用いた表土等除去作業、埋戻し作業及びこれらの作業に係る仮設工等に要する日数からなる。

ただし、これらの作業実施に必要となる準備工・撤収工に要する期間は含まないものとする。

掘削等業務実施期間＝準備工・撤収工期間＋掘削等作業期間

イ 掘削等作業期間は月単位とし、小数点2位を切り上げる。

(2) 掘削等作業期間の積算

ア 人力作業に要する期間（人力作業期間）は、人力で行う掘削等作業、基礎整理作業、出土品応急保存処理の各作業及びこれらに伴う諸作業に要する発掘作業員総数を1日当たりの発掘作業員配置人数で除して求める。

イ 基礎整理作業及び出土品応急保存処理は、掘削等作業と併行して実施することを基本とする。ただし、現地の状況及び対象遺跡の内容によって、別途期間を設定することを妨げるものではない。

ウ 1日当たりの発掘作業員配置人数は、標準作業員編成を基本とする。ただし、現地の状況及び対象遺跡の内容等によってはこの限りではない。

エ 人力作業期間は日単位とし、小数点1位を切上げる。

オ 1ヶ月当りの稼働日数は雨天予備日を考慮して、17日とする。

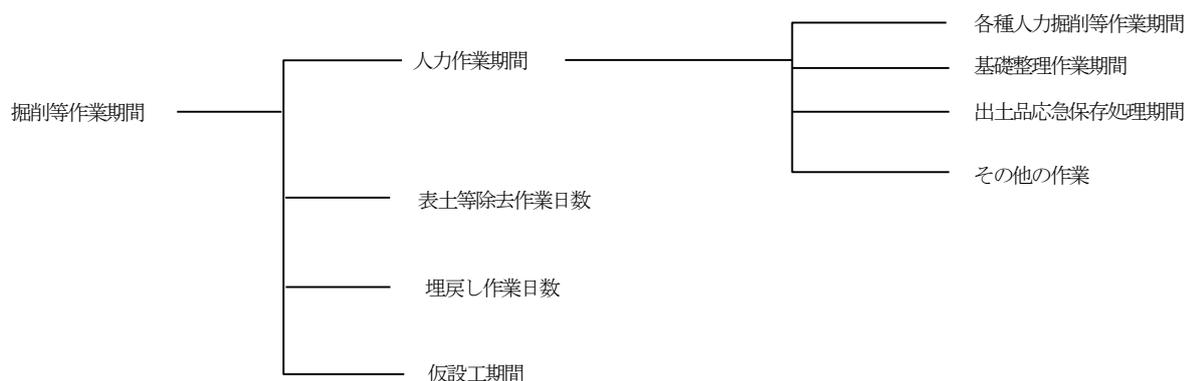
カ 仮設工は、人力作業、表土等除去作業その他各種作業と併行して実施すること基本とするが、業務内容及び現地状況等から別途期間設定を行うものを妨げるものではない。

掘削等作業期間（月数）＝【人力作業期間＋表土等除去作業日数＋埋戻し作業日数】÷17（日/月）

人力作業期間（日数）＝人力作業発掘作業員総数÷発掘作業員配置人数（人/日）

参考

【掘削等作業期間】



2 標準編成

調査担当者1名に対する標準的な掘削機械及び作業員の編成は次のとおりとする。

(1) 掘削等作業

ア 機械掘削等

表土等除去作業の掘削機械は、調査担当者1名につき1台。ただし、この台数での作業が現場の実態に即さない場合等の作業状況に制約がある場合は、業務効率に配慮した編成に変更することを妨げない。

イ 人力掘削等

遺跡種別	作業内容	発掘作業員配置 (人)			
		1,000 m ² 以上※	1,000 m ² 未満※	300 m ² 未満※	
集落遺跡 (台地・平地・低湿地遺跡)	包含層掘削	15	10	6	
	遺構検出				
	遺構掘削				
	写真撮影・遺構実測 その他の作業				
旧石器時代遺跡	遺構掘削	15	10	6	
	写真撮影・遺構実測				
	その他の作業				
古墳	表土等除去 (人力掘削)	8	3 (1基当り)	6	
	遺構検出				
	墳丘 墳丘関連掘削 墳丘精査及び実測				
	主体部	主体部掘削	15	10	6
		床面精査・検出			
		石室等解体			
	写真撮影 その他の作業				
横穴	表土等除去 (人力掘削)	8	2 (1基当り)	6	
	遺構検出				
	前庭・墓道関連掘削				
	主体部	主体部掘削	8	2 (1基当り)	6
		床面検出・精査			
		石棺解体 人骨実測・ 取り上げ			
	写真撮影 その他の作業				
生産 (窯業) 遺跡	表土等除去 (人力掘削)	8	2 (1基当り)	6	
	包含層掘削				
	遺構検出				
	窯体 調査	窯体内埋土掘削	8	2 (1基当り)	6
		床面検出・精査			
		床面・壁面断面 断ち割り・撤去			
		付属施設・灰原掘削	8		6
		灰原遺物取り上げ			
	写真撮影・実測				
	その他の作業				

※ 面積は一度に発掘作業を実施できる面積とする。

※ 上記人数での作業が現場の実態に即さない場合等の作業状況に制約がある場合は、業務効率に配慮した編成人数に変更することを妨げない。

※ 写真撮影と遺構実測に関する作業員の作業は、その補助を原則とする。

(2) 基礎整理作業、出土品応急保存処理、資料整理作業、報告書刊行作業

調査担当者1名につき、作業員5名

第2編 掘削等業務

第1章 掘削等業務委託の積算

1 直接作業費

(1) 労務費

労務費は作業を実施するために必要な労務の費用とし、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び作業規模を考慮して「作業標準」及び第1編第3章等に基づき作業種別ごと査定する。

イ 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(2) 直接経費

直接経費は、作業の実施に直接必要とする経費とし、その算定は次のアからウまでによるものとする。

ア 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

イ 機械経費

機械経費は、作業を実施するために直接必要な機械の使用に要する経費（労務費を除く）で、その算定は「作業標準」及び第1編第3章に基づいて積算するものとする。なお、「作業標準」等に定めのない事項については、「土木工事標準積算基準書」を準用する。

ウ 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、作業を実施するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

(3) 材料費

材料費は、施工のために必要な材料の費用とし、その算定は次のア及びイによるものとする。

ア 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

イ 価格

価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単価当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

(4) 諸雑費及び端数処理

ア 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

イ 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内

で端数を計上する。

ウ 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。ただし、単価表の合計金額1,000円以下となる場合は、有効数字2桁になるように原則として端数を計上する。

エ 内訳表 諸雑費は計上しない。

オ 端数処理

(ア) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

(イ) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

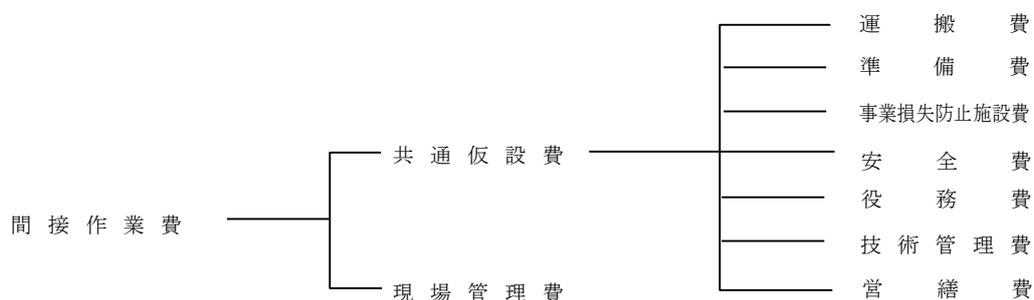
(ウ) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(エ) 業務価格は、10,000円単位とする。業務価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第2編第1章3 一般管理費等及び消費税相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の業務価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

2 間接作業費

(1) 総則

この算定基準は、間接作業費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接作業費の構成は、「土木工事標準積算基準書」に準拠し下記のとおりとする。



(2) 共通仮設費

ア 算定方法

共通仮設費の算定は、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。なお共通仮設費率は「土木工事標準積算基準書」に掲げる「公園工事」を準用する。

(ア) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P) = 直接作業費 + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

(イ) 積上げ計算による部分

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

(ウ) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に明示し、極力指定仮設とするものとする。

(エ) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不適當であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

(2) - 1 共通仮設費の率分

ア 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、所定の共通仮設費率を当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

イ 共通仮設費率の補正（作業地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算）

(ア) 下表の適用条件に該当する場合、別表1の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表 地域補正の適用

作業地域区分	適用条件	補正係数	適用優先
	対 象		
一般交通影響有り (1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.4	2
市街地 (DID 補正)	市街地部が作業箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4

(注) 1. 市街地とは、作業地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

(イ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額 (P) × 共通仮設費率 (Kr) × 作業地域を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は別表1による。

なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

ウ その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、発掘調査範囲の拡張等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象とする。

別表1

(1) 共通仮設費率

対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	
率 (%)	10.80	A	b
		48.0	- 0.0956

※「土木工事標準積算基準書」の工種区分における「公園工事」の共通仮設費率を準用する。

(2) 算定式

$$Kr = A \cdot P^b$$

ただし、Kr：共通仮設費率 (%)

P：対象額 (円)

A・b：変数値

(注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) - 2 運搬費

ア 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

(ア) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- ①仮設材（敷鉄板等）の運搬
- ②質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- ③器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬
- ④建設機械の自走による運搬
- ⑤建設機械等の日々回送に要する費用

(イ) (ア) に掲げるもののほか、現地作業に必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

(ウ) 建設機械などの運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

(エ) 出土品に係る運搬等に要する費用

イ 積算方法

(ア) 共通仮設費に計上される運搬費

①共通仮設費率に含まれる運搬費

- a 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- b 器材等（支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く））の搬入、搬出及び現場内小運搬
- c 建設機械の自走による運搬
- d 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用
- e 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算できるものとする。
- f 出土品の現地から基礎整理作業実施場所までの運搬（積込・取卸作業を含む）
- g 50 箱以下の出土品に対する基礎整理作業実施場所から納品先への運搬又は現地から納品先への運搬（積み込み・取卸し作業を含む）。ただし、出土品を収納する箱は、縦 54 cm・横 34 cm・高 20 cmを基本とし、ここでいう 50 箱以下とは納品時の箱数とする。

なお、特殊な遺物等の運搬については、50 箱以下であってもこの限りではない。

②積上げ項目による運搬費

- a 仮設材：敷鉄板設置撤去工で積み上げた敷鉄板を対象とする。
- b 50 箱を超える出土品の運搬（積み込み・取卸し作業を含む）
 - (a) 納品時の箱数が 50 箱を超えかつ複数回に分けて運搬することが必要となる場合は、2 回目以降の運搬に係る経費を積上げる。
 - (b) 納品時の箱数が 50 箱を超えかつ 1 度に運搬可能な場合は、1 回の運搬に係る経費を積上げる。
 - (c) 特殊な遺物等の運搬については、当該遺物を運搬するのに必要な運搬用車両を積上げる。

※ 上記アに掲げるもののほか、作業上必要となる建設機械器具の運搬等に要する費用については、「土木工事標準積算基準書」を準用する。

ウ 仮設材（敷鉄板等）の運搬

(ア) 仮設材（敷鉄板等）の運搬費用

仮設材の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F)] \cdot G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃（円/ t）

次表によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ深夜・早朝割増を行うものとし、冬季割増、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

F1：深夜・早朝割増運賃割増率

午後10時から午前5時まで 3割

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a 有料道路使用料
- b 自動車航送船利用料
- c その他

※端数の処理：運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切り捨てる。

基本運賃表

(単位：円/t)

距離	製品長	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超
	10 kmまで		4,350	4,800
20 km〃		4,660	5,170	7,470
30 km〃		5,000	5,480	7,990
40 km〃		5,380	5,900	8,490
50 km〃		5,750	6,310	9,040
60 km〃		6,120	6,760	9,590
70 km〃		6,540	7,180	10,100
80 km〃		6,900	7,570	10,600
90 km〃		7,220	7,940	11,100
100 km〃		7,620	8,380	11,700
110 km〃		7,960	8,730	12,200
120 km〃		8,300	9,080	12,700
130 km〃		8,700	9,510	13,300
140 km〃		9,040	9,850	13,800
150 km〃		9,370	10,200	14,400
160 km〃		9,820	10,600	14,900
170 km〃		10,000	10,900	15,400
180 km〃		10,300	11,200	15,800
190 km〃		10,700	11,800	16,800
200 km〃		11,100	12,100	17,300
200kmを超え500kmまで20kmまでを増すごとに		677	802	1,080

(イ) 仮設材（敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用

仮設材（敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場所	作業	費用（円/ t）		
基地	積込み	750	1,500	3,000
現場	取卸し	750		
	積込み	750	1,500	
基地	取卸し	750		

(注) 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

エ 50箱を超える出土品の運搬

50箱を超える出土品の運搬は次式により行うものとする。

なお、特殊な遺物等が出土した場合は、出土遺物の内容等により、積込み・取卸し作業に最低限必要となる普通作業員の人数を積み上げるものとする。

$$U = [E + F + G] \cdot H$$

ただし、U：出土品の運搬費

E：基本運賃（円/回）

運賃については、深夜・早朝割増、冬季割増、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

F：積込み・取卸し作業員費（普通作業員1人を基本とする）

G：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

a 有料道路使用料

b 自動車航送船利用料

c その他

H：運搬回数（回）

(2) - 3 準備費

ア 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

(ア) 準備及び撤去に要する費用

A 着手時の準備費用

B 作業期間中における準備、撤去費用

C 完成時の撤去費用

(イ) 調査・測量、丁張等に要する費用

A 作業着手前の基準測量等の費用

B 縦、横断面図の照査等の費用

C 用地幅杭等の仮移設等の費用

D 丁張の設置等の費用

E 掘削箇所の保護に要する費用

(ウ) 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、作業実施上必要な準備作業。

ただし、伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を調査事業区域外に搬出する運搬及び処分に要する費用については、準備費の中で積み上げ計上する。

(オ) 準備作業に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接作業費に積み上げ計上する。

イ 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記アの（ア）、（イ）、（ウ）とし、積上げ計上する項目は前記アの（エ）に要する費用とし、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

（２）－４ 事業損失防止施設費

ア 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

- （ア）作業実施に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
- （イ）事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

イ 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

（２）－５ 安全費

ア 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

- （ア）安全施設等に要する費用
- （イ）安全管理等に要する費用
- （ウ）ア～イに掲げるもののほか、作業実施上必要な安全対策に要する費用

イ 積算方法

（ア）安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- A 作業実施地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- B 不稼働日の保安要員などの費用
- C 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明、場内通路等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- D 照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用
- E 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- F 酸素欠乏症の予防に要する費用
- G 安全用品等の費用
- H 安全委員会等に要する費用
- I 掘削土仮置き時の崩落、流出等の予防に要する費用

（イ）上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- A 鉄道、空港関係施設等に近接した作業現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
- B 河川及び海岸において調査事業区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- C その他、現場条件等により積上げを要する費用（対象は「土木工事標準積算基準書」に準拠する）

(2) - 6 役務費

ア 役務費の積算

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- (ア) 土地の借り上げ等に要する費用
- (イ) 電力、用水等の基本料
- (ウ) 電力設備用工事負担金

イ 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

(ア) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

① 宅地・宅地見込地及び農地 $A=B \times 0.06 \div 12$

② 林地及びその他の土地 $A=B \times 0.05 \div 12$

A：借地単価（円/m²/月） B：土地価格（円/m²）

※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条、同運用に係わる場合に適用する。

(イ) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

(ウ) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

(2) - 7 技術管理費

ア 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- (ア) 品質管理のための試験等に要する費用
- (イ) 作業実施量管理のための測量等に要する費用
- (ウ) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- (エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

イ 積算方法

(ア) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記アの(ア)、(イ)、(ウ)のうち下記項目とする。

- A 品質管理基準に記載されている項目に要する費用
- B 作業実施量管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- C 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- D 完成図の作成及び納品等に要する費用
- E 建設材料の品質記録保存に要する費用
- F 作業管理で使用するOA機器の費用
- G 品質証明に係る費用（品質証明費）

(イ) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

- A 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
- B 特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(2) - 8 営繕費

ア 営繕費の積算

営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- (ア) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- (イ) 労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- (ウ) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- (エ) 労働者の輸送に要する費用
- (オ) 上記（ア）、（イ）、（ウ）に係る土地・建物の借上げに要する費用
- (カ) 監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- (キ) （ア）～（カ）に掲げるもののほか作業実施上必要な営繕等に要する費用

イ 積算方法

- (ア) 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記アの（ア）～（オ）の項目とする。
- (イ) 上記以外で、積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

A 監督員詰所の営繕に要する費用

監督員詰所の設置は作業期間、作業場所、施工時期、作業規模、監督体制などを考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

- ・設置撤去する場合 $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 E_k ：監督員詰所に係る営繕費

（ E_k には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる）

A ：建物面積（ m^2 ）

（建物面積は人員2名までは25 m^2 を標準とする。ただし、現場条件および夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することができる）

M ：月数（掘削等業務実施期間の内の必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、小数1位止めとする。）

t ：次の項目に要する費用

a. 備品（事務机、いす、物品保管庫、エアコン、ロッカー、冷蔵庫、トレース台など）に要する費用

備品は損料として、13,800円/月を計上する。

b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。

- 【注】
1. 備品を計上する場合は、特約事項または特記仕様書に明示するものとする
 2. 上記の E_k については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。
 3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管（線）と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することができる。
 4. 監督員詰所の設置に当たり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。

B その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(3) 現場管理費

ア 現場管理費の項目及び内容

(ア) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- A 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- B 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- C 直接作業費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- D 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- E 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

(イ) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(ウ) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(エ) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

(オ) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与
ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純作業費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(カ) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(キ) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

(ク) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

(ケ) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

(コ) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(サ) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

(シ) 補償費

作業実施に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(ス) 外注経費

作業実施を専門業者等に外注する場合に必要な経費

(セ) 工事登録等に要する費用

工事实績等の登録に要する費用

(ソ) 動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基

本料金を含む)

(タ) 公共事業労務費調査に要する費用

(チ) 雑費

(ア) から (タ) までに属さない諸費用

イ 現場管理費の算定

(ア) 基本的事項

現場管理費は、「土木工事標準積算基準書」に掲げる「公園工事」の現場管理費率を、純作業費に乗じて得た額の範囲内とする。

ウ 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正については、「(ア) 作業時期、作業期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「(イ) 作業地域を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。

(ア) 作業時期、作業期間等を考慮した現場管理費率の補正

作業時期、作業期間等を考慮して、別表1の現場管理費率を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし重複する場合は、最高2%とする。

A 積雪寒冷地域で作業時期が冬期となる場合

a 積雪寒冷地域の範囲・・・人事委員会規則に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

b 積雪寒冷地の作業期間は、12月1日～3月31日とする。

c 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12月1日～3月31日までの業務期間}}{\text{工期}}$$

ただし、工期については実際に業務を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 級 地	1.60
3 級 地	1.40
4 級 地	1.20

(注) 1 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2 補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3 作業地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

B 緊急工事に伴う調査事業の場合

緊急工事に伴う調査事業の場合は2.0%の補正值を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

なお、上記復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱は、災害時における特例措置を講ずる場合がある。

(イ) 作業地域を考慮した現場管理費率の補正

下表の適用条件に該当する場合、別表1の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表 地域補正の適用

適用条件		補正係数	適用優先
作業地域区分	対 象		
一般交通影響有り (1)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地 (DID 補正)	市街地部が作業箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4

(注) 1. 市街地とは、作業地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した作業地域区分と同じものを適用すること。

(ウ) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、作業実施範囲の拡大、期間の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

エ 「処分費等」の取扱

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む作業費の積算は、当該処分費等を直接作業費に計上し、間接作業費等の積算は、表のとおりとする。

(ア) 処分費 (再資源化施設の受入費を含む)

(イ) 上下水道料金

(ウ) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1 上記の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

オ 現場管理費の計算

作業時期、作業期間、作業地域を考慮した計算

現場管理費＝対象純作業費×{(現場管理費率×補正係数)＋補正值}

対象純作業費：純作業費＋無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は別表1による。

補正係数は、ウ（イ）作業地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、ウ（ア）作業時期、作業期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率 J_o の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表1

(1) 現場管理費率

対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下	
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による	
		A	b
現場管理費率 (%)	42.63	387.3	-0.1400

※現場管理費率は「土木工事標準積算基準書」の工種区分における「公園工事」の率を準用する

(2) 算定式

$J_o = A \cdot N_p^b$ ただし、 J_o ：現場管理費率 (%)

N_p ：対象純作業費 (円)

A, b：変数値

(注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

3 一般管理費等及び消費税相当額

(1) 一般管理費等

ア 一般管理費の項目及び内容

- (ア) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (イ) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (ウ) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (エ) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (オ) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (カ) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (キ) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (ク) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (ケ) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- (コ) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (サ) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- (シ) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (ス) 寄付金
- (セ) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (ソ) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (タ) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (チ) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (ツ) 租税公課
不動産取得税、固定資産税などの租税及び道路占用料、その他の公課
- (テ) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (ト) 契約保証費
契約の保証に必要な費用

(ナ) 雑費

電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

イ 付加利益

(ア) 法人税、都道府県民税、市町村民税等

(イ) 株主配当金

(ウ) 役員賞与（損金算入分を除く）

(エ) 内部留保金

(オ) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

ウ 一般管理費等の算定

一般管理費等は、ア及びイの額の合計額とし、別表1の一般管理費等率を当該作業原価に乗じて得た額の範囲内とする。なお、一般管理費等率は「土木工事標準積算基準書」における一般管理費等率に準拠する。

別表1 一般管理費等率

(1)

作業原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 \quad (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：作業原価（単位円）

(注) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

※ 一般管理費等率については補正は行わないものとする。

(2) 消費税相当額

消費税相当額の積算は次のとおりとする。

消費税相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

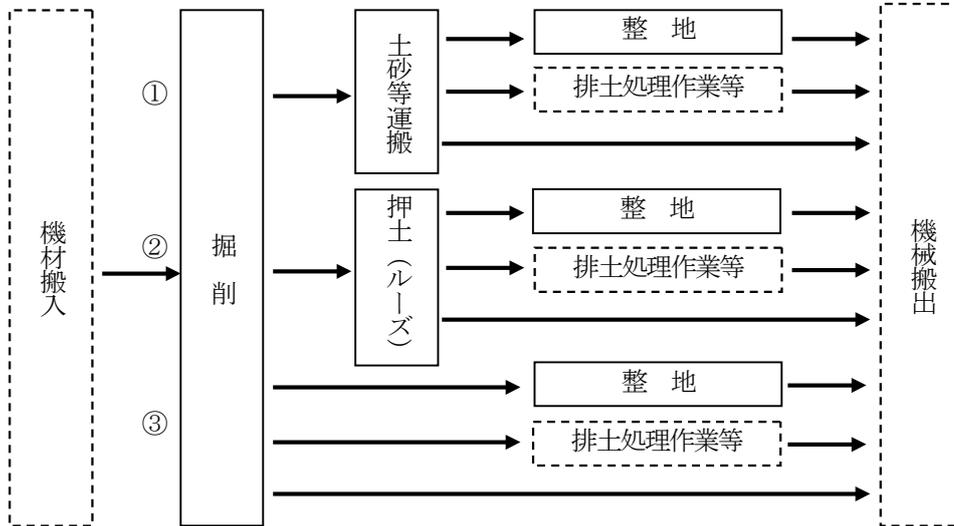
第2章 掘削等作業

1 機械掘削等

(1) 作業概要及び適用範囲

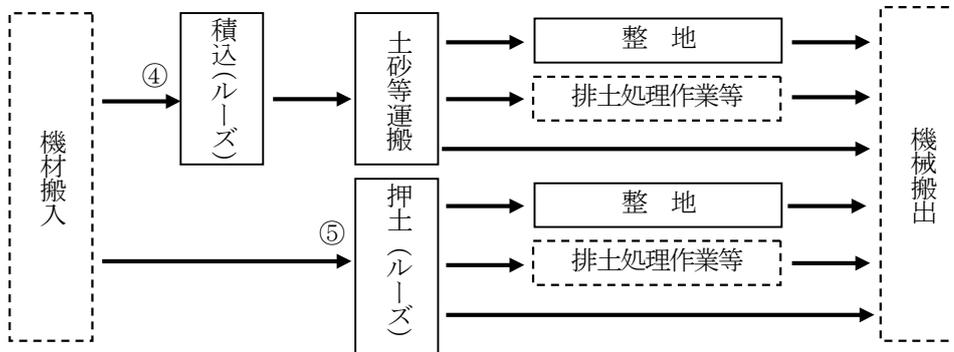
ア 作業概要

(ア) 表土等除去作業



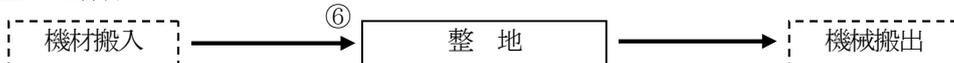
(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(イ) 排土移動作業



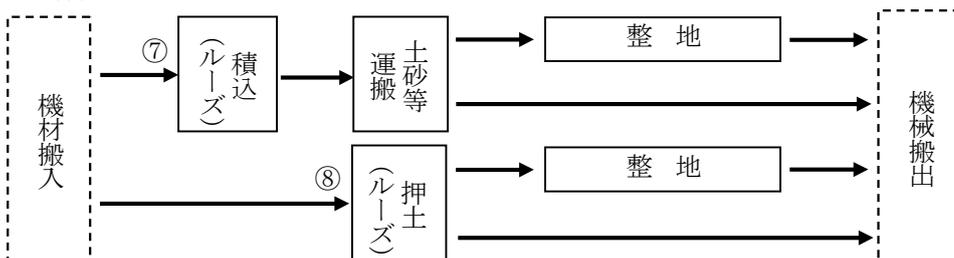
(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(ウ) 排土整地作業



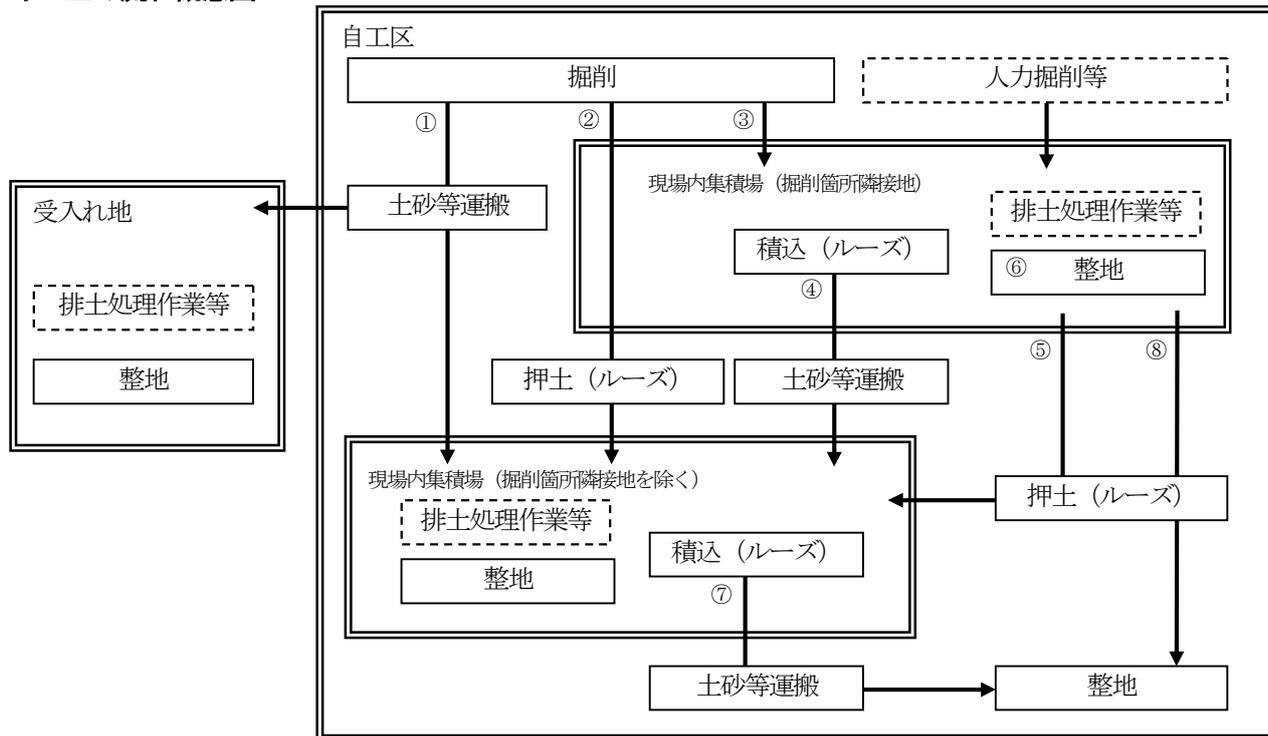
(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(エ) 埋戻し作業



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

イ 土の流れ概念図



※①～⑧は、上記ア（作業概要）に対応

ウ 適用範囲

本作業は、次の各作業を対象とする。

(ア) 集落遺跡（台地遺跡・平地遺跡・低湿地遺跡）及び旧石器時代遺跡における表土等除去（盛土除去を含む）

なお、現地状況及び遺跡状況から機械を使用した表土等除去ができない場合は、人力による掘削を行う。人力による掘削は「2 人力掘削等」による。

(イ) 古墳・横穴・生産（窯業）遺跡における表土等除去（盛土除去を含む）

なお、人力で行うことを基本とするが、機械による掘削が遺跡に与える影響が低く、かつ作業の効率化が図れる場合は、機械を使用することができる。

(ウ) 上記作業及び人力掘削等作業に伴う排土移動作業

ただし、人力運搬を除く。なお、排土の扱いについては調査原因となる開発行為担当機関との事前協議により決定する。

(エ) 上記作業及び人力掘削等作業に伴う排土整地作業

(オ) 現地調査終了から開発行為着手までの当面の間の安全対策等として、掘削箇所の第三者の転落防止のために行われる埋戻し作業

(2) 「土木工事標準積算基準書」の適用範囲

ア 施工パッケージ

(1) アに示した各作業区分については、「土木工事標準積算基準書」第2編第1章における土工（施工パッケージ）を準用し、その対応は次に示す【対応表】のとおりである。

積算条件区分と代表機材労務単価は、下表に示す施工パッケージにおける作業区分について「土木工事標準積算基準書」で示される積算条件区分と代表機材労務単価を準用する。なお、掘削における条件区分として、土質は「土砂」、施工方法は「オープンカット」、押土は「無し」、障害は「有」を標準とする。また、現地の状況及び遺跡の状況から小型のバックホウ使用が避けられない場合は、施工数量によらず施工方法は「小規模」を適用するものとする。

【対応表】

作業区分 (施工パッケージ)		適用される作業内容
土 工	掘削	集落遺跡（台地遺跡・平地遺跡・低湿地遺跡）及び旧石器時代遺跡における表土等除去（盛土除去を含む）。ただし、人力による掘削は除く。
		古墳・横穴・生産（窯業）遺跡における盛土除去で機械による掘削を行う場合。
	土砂等運搬	自工区内の排土等の運搬
		掘削工で生じた排土等の場外への運搬
	整地	掘削工で生じた排土等の受入れ地（仮置き場）での残土処理
		埋戻し作業における敷均し
押土（ルーズ）	近距離（運搬距離60m以下）の押土による排土等の運搬	
積込（ルーズ）	仮置きされた排土等の積込み	

※1 「掘削」には、掘削箇所隣接地への排土移動や運搬機械への積込みを含むものとする。

※2 「整地」は、当面の崩落・飛散防止や埋戻し時の高さ（上面）を均すための敷均しであり、締固めを含む場合を除く。なお、路体・路床・築堤等に用いられる敷均し・締固め作業等は本書の適用対象外とする。

※3 自動車専用道路を利用する運搬や運搬距離が60kmを超える場合は別途考慮が必要。

イ 以下の作業については、バックホウ〔排出ガス対策型（第1次基準値）クローラ型山積0.45m³（平積0.35m³）〕を使用し、単価は次表により算出する。

A 古墳・横穴・生産（窯業）遺跡について表土等除去を機械で行う場合

B 集落遺跡（台地遺跡・平地遺跡・低湿地遺跡）・旧石器時代遺跡における表土等除去（盛土除去を含む）及び古墳・横穴・生産遺跡における盛土除去で機械を使用する場合で、現地の状況及び遺跡の状況から「土木工事標準積算基準書」における土工（施工パッケージ）の掘削作業に係る代表機材規格一覧で示される機械の使用が適さないと判断される場合

※ A・Bとも掘削箇所隣接地への排土移動を含むものとする。

【100㎡当たり単価表】

名称	規格	単位	数量	摘要
バックホウ運転 (掘削用)	排出ガス対策型（第1次基準値） クローラ型山積0.45（平積0.35）	日	100/D	第1編 第3章 次表
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

※ 建設機械運転に係る運転労務及び燃料消費量、運転機械単価表等は第2編第2章1（3）及び「土木工事標準積算基準書」第1編第6章「建設機械運転労務等」を準用する。

【運転1日当たり単価表】

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（特殊）		人	1	
燃料費		ℓ	57	
機械損料		供用日	1.38	
諸雑費		式	1	
計				

ウ 本書で定めのない作業において、建設機械を使用する場合は、「土木工事標準積算基準書」における土工を準用する。

なお、本書で定める作業について、上記イ以外に「土木工事標準積算基準書」における土工（施行パッケージ）の代表機労材規格一覧で示される機械の使用が適さないと判断される場合は、別途単価を算出するものとする。

(3) 建設機械運転労務等

ア 建設機械運転労務

(ア) 適用職種

建設機械の運転・操作にかかわる職種区分は、次表のとおりとする。

適用職種表

職種	適用建設機械
運転手（特殊）	特殊免許、資格等を必要とする建設機械
運転手（一般）	上記以外で、公道を走行する建設機械
特殊作業員	上記以外で、公道を走行できない建設機械

(イ) 運転手の労務歩掛

機械運転1時間当たりの労務歩掛は、次式による。

$$\text{歩掛} = 1/T \text{ (人/h)}$$

(注) 1. Tは運転日当日運転時間で請負工事機械経費積算要領第4第4項及び同第6の定めによる。

なお、Tは4～7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

2. 運転日当日運転時間（T）は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当たり労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

イ 原動機燃料消費量

(ア) 燃料消費量の算定

燃料消費量の算定は、請負工事機械経費積算要領による建設機械等損料算定表の種類、規格の機関出力と次に示す時間当たり燃料消費率を乗じて求める。

$$\text{時間当たり燃料消費量} = \text{機関出力} \times \text{時間当たり燃料消費率}$$

(注) 1. 時間当たり燃料消費量の数値は、有効数字の第3位を四捨五入し、有効数字2桁とする。

2. 走行用エンジン及び作業用エンジンの双方を有する機械は、双方のエンジン出力を合計した機関出力とする。

(イ) 時間当たり燃料消費率

時間当たり燃料消費率（日常保守点検等に必要油脂類及び消耗品等を含む）は、「土木工事標準積算基準書」第1編第6章「建設機械運転労務等」を準用する。

ウ 機械運転単価表

(ア) 労務歩掛は、上記アによる。

(イ) 主燃料の種類及び数量、油脂類は上記イによる。

機-1 運転1時間当たり単価表1

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（一般・特殊）・特殊作業員		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		h	1	
諸雑費		式	1	
計				

機一2 運転1時間当たり単価表2

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（一般）		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		h	1	
損耗費		h	1	
諸雑費		式	1	
計				

機一3 運転1時間当たり単価表3

名称	規格	単位	数量	摘要
燃料費		ℓ		
機械損料		h	1	
諸雑費		式	1	
計				

機一4 運転1時間当たり単価表4

名称	規格	単位	数量	摘要
賃料		h		
諸雑費		式	1	
計				

機一5 運転1日当たり単価表1

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（一般・特殊）・特殊作業員		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機一6 運転1日当たり単価表2

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（一般）		人		
燃料費		ℓ		
機械損料		供用日		
損耗費		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機一7 運転1日当たり単価表3

名称	規格	単位	数量	摘要
賃料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

機一8 運転1日当たり単価表4

名称	規格	単位	数量	摘要
燃料費		ℓ		
賃料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

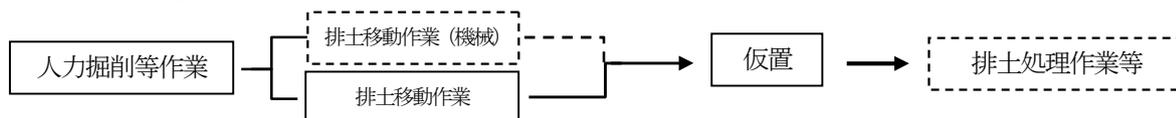
機一9 運転1日当たり単価表5

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（特殊）		人		
燃料費		ℓ		
賃料		供用日		
諸雑費		式	1	
計				

2 人力掘削等

(1) 作業概要及び適用範囲

ア 作業概要



- (注) 1 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
 2 人力掘削等には、写真撮影補助・遺構実測補助、その他の作業等の掘削に伴う付随作業を含む。なお、写真撮影補助には撮影用足場の設置・撤去作業等を含む。

イ 適用範囲

本作業は、次の作業に適用する。

- (ア) 集落遺跡における包含層掘削、遺構検出、遺構掘削
 - (イ) 旧石器時代遺跡における遺構掘削
 - (ウ) 古墳における表土等除去、遺構検出、墳丘関連掘削、墳丘精査及び実測、主体部(埋葬施設)掘削、床面精査・検出、石室等解体
 - (エ) 横穴における表土等除去、遺構検出、前庭・墓道関連掘削、主体部(埋葬施設)掘削、床面検出・精査、石棺解体、人骨実測・取り上げ
 - (オ) 生産(窯跡)遺跡における表土等除去、包含層掘削、遺構検出、窯体内埋土掘削、床面検出・精査、床面・壁面断ち割り・撤去、付属施設・灰原掘削、灰原遺物取り上げ
- ※1 古墳・横穴・生産(窯業)遺跡における表土等除去は、人力作業を基本とするが、機械による掘削が遺跡に与える影響が低く、かつ作業の効率化が図れる場合は、機械を使用することができる。
- ※2 集落遺跡・旧石器時代遺跡における表土等除去は機械による掘削を基本とするが、現地の状況及び遺跡の状況から機械を使用した表土等除去ができない場合は、人力による掘削を行う。人力による掘削は古墳・横穴における人力による表土等除去作業を準用する。

ウ 作業方法及び機種を選定

(ア) 作業方法

- A 排土の扱い（仮置場や場外運搬の有無、整形の有無等）については調査原因となる開発行為担当機関との事前協議により決定する。
- B 第1編第3章に示す歩掛は、掘削場所から近距離の人力による排土移動を含むものである。本基準で示すこの近距離とは、積込み中心から荷卸し中心間の平均距離が20m以下を指す。よって、掘削場所から排土仮置場までの中心間平均距離が20m以下の場合は、排土移動に係る費用は計上しないことを原則とする。
- C 掘削場所から排土仮置場までの運搬距離が上記を超える場合は、調査目的、現地状況、事業期間、事業費等を総合的に勘案し最も効果的な方法で排土移動を計上するものとする。
 - a 排土仮置場が場内となる場合は、排土移動はベルトコンベア（バルコン）により行うことを標準とする。

- b 掘削場所から排土仮置場までの中心間平均距離が20mを超える場合であって現地の状況によりベルコン等の機械の使用に著しい制約が生じる場合や、作業範囲が狭長である等の理由によりベルコン使用が作業効率の低下を伴う等の場合は、小車等による人力運搬を計上することができる。
- c 排土仮置場が場外あるいは場内であっても現地の作業状況の制約等により、掘削し仮置きした排土を更に移動させる必要がある等の場合は、建設機械による排土移動を別途積上げることができる。建設機械による排土移動を実施する場合は、本章1「機械掘削等」に基づく。

(2) 人力運搬

ア 人力掘削から小車運搬～人力取卸しを一連の作業として行う場合は、下表を加算する。

換算距離	20m以下	40m以下	60m以下	80m以下	100m以下	120m以下	140m以下	160m以下	180m以下	200m以下
人/m ³	0.00	0.03	0.07	0.12	0.17	0.22	0.28	0.33	0.39	0.45

※ 運搬距離は積込み中心より荷卸し中心間の平均片道距離をいう。

※ 小車運搬には、小車の損料を含む。

イ 仮置きした排土積込み～小車運搬～人力取卸しを一連の作業として行う場合は、下表を加算する。

換算距離	20m以下	40m以下	60m以下	80m以下	100m以下	120m以下	140m以下	160m以下	180m以下	200m以下
人/m ³	0.00	0.16	0.20	0.25	0.30	0.35	0.41	0.46	0.52	0.58

※ 運搬距離は積込み中心より荷卸し中心間の平均片道距離をいう。

※ 小車運搬には、小車の損料を含む。

(3) ベルトコンベア運転1日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
ガソリン		ℓ		1.30×6h×台数
特殊作業員		人	1	
機械損料	ベルトコンベア	日		1日/台×台数
諸雑費		式	1	
計				

※ 特殊作業員はベルトコンベアの据付け、運転、移動1台（2台以上連動する場合を含む）当りの歩掛である。

※ ベルトコンベアの運転日当たり運転時間は6h/日とする。

(4) 単価表

ア 人力による掘削等作業（20mを超える排土移動有）1m³ 当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
発掘作業員	普通作業員	人	1/D	第1編 第3章（全遺跡）
発掘作業員 （その他の作業）	普通作業員	人		第1編 第3章（全遺跡）
発掘作業員 （撮影補助・実測補助）	普通作業員	人		第1編 第3章（全遺跡）
ベルトコンベア運転	ポータブルエンジン駆動7m	日		第1編 第3章（全遺跡）
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

イ 人力による掘削等作業（20mを超える排土移動有） 1m² 当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
発掘作業員	普通作業員	人	1/D	第1編 第3章 (古墳・横穴・生産遺跡)
発掘作業員 (その他の作業)	普通作業員	人		第1編 第3章 (古墳・横穴・生産遺跡)
発掘作業員 (撮影補助・実測補助)	普通作業員	人		第1編 第3章 (古墳・横穴・生産遺跡)
ベルトコンベア運転	ポータブルエンジン駆動7m	日		第1編 第3章 (古墳・横穴・生産遺跡)
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

ウ 人力による掘削等作業（20mを超える排土移動有） 10m² 当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
発掘作業員	普通作業員	人	10/D	第1編 第3章 (集落遺跡)
発掘作業員 (その他の作業)	普通作業員	人		第1編 第3章集落遺跡)
発掘作業員 (撮影補助・実測補助)	普通作業員	人		第1編 第3章 (集落遺跡)
ベルトコンベア運転	ポータブルエンジン駆動7m	日		第1編 第3章 (集落遺跡)
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

エ 人力による掘削等作業（排土移動距離が平均20m以下） 1m³ 当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
発掘作業員	普通作業員	人	1/D	第1編 第3章 (全遺跡)
発掘作業員 (その他の作業)	普通作業員	人		第1編 第3章 (全遺跡)
発掘作業員 (撮影補助・実測補助)	普通作業員	人		第1編 第3章 (全遺跡)
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

オ 人力による掘削等作業（排土移動距離が平均 20m以下）1m² 当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
発掘作業員	普通作業員	人	1/D	第1編 第3章 (古墳・横穴・生産遺跡)
発掘作業員 (その他の作業)	普通作業員	人		第1編 第3章 (古墳・横穴・生産遺跡)
発掘作業員 (撮影補助・実測補助)	普通作業員	人		第1編 第3章 (古墳・横穴・生産遺跡)
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

カ 人力による掘削等作業（排土移動距離が平均 20m以下）10m² 当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
発掘作業員	普通作業員	人	10/D	第1編 第3章 (集落遺跡)
発掘作業員 (その他の作業)	普通作業員	人		第1編 第3章 (集落遺跡)
発掘作業員 (撮影補助・実測補助)	普通作業員	人		第1編 第3章 (集落遺跡)
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

キ 小車運搬作業（人力により 20m超の排土移動をする場合）1m³ 当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
発掘作業員	普通作業員	人	1×C	第2編 第2章
諸雑費		式	1	
1m ³ あたり				全遺跡

C：1m³ 当たりの人力運搬歩掛

ク 小車運搬作業（人力により 20m超の排土移動をする場合）1m² 当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
発掘作業員	普通作業員	人	1×0.02×C	第2編 第2章
諸雑費		式	1	
計				古墳・横穴・生産遺跡

C：1m³ 当たりの人力運搬歩掛

ケ 小車運搬作業（人力により 20m超の排土移動をする場合）10m² 当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
発掘作業員	普通作業員	人	10×0.02×C	第2編 第2章
諸雑費		式	1	
計				集落遺跡

C：1m³ 当たりの人力運搬歩掛

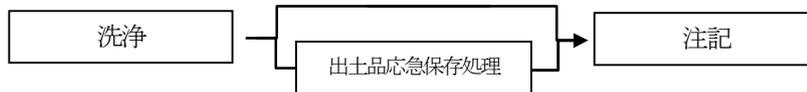
第3章 基礎整理等作業

1 基礎整理等作業

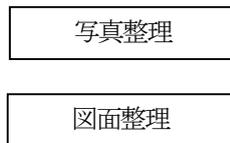
(1) 作業概要及び適用範囲

ア 作業概要

(ア) 出土品基礎整理・出土品応急保存処理



(イ) 記録類基礎整理



- (注) 1 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2 各作業にはそれぞれの作業に伴う付随作業を含む。
3 注記と出土品応急保存処理は前後する場合もある。

イ 適用範囲

(ア) 本作業は、すべての遺跡の調査に適用する。

(イ) 測量業務委託等の外部委託で作成し納品された成果物については、ここでいう写真整理及び図面整理の作業対象には含めない。

ウ 作業方法

(ア) 作業方法

- A 各作業は人力での作業を基本とする。
- B 作業対象物自体が最終的に文化財となり得るものであるため、作業の実施に当たっては着手前及び作業中に調査担当者が対象物の特性に合わせた指示を行い、作業終了後には実施成果を確認する。
- ※ 本作業は、現地状況及び調査対象遺跡の状況等に応じて、掘削等業務委託に含めるか、整理作業・保存処理業務委託として別途発注するか等を判断する。

(2) 単価表

ア 出土品基礎整理作業（洗浄、注記） 1箱当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
整理作業員	軽作業員	人	1/D	第1編 第3章
整理作業員 (その他の作業)	軽作業員	人		第1編 第3章
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

イ 記録類基礎整理作業（写真整理） 1本当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
整理作業員	軽作業員	人	1/D	第1編 第3章
整理作業員 (その他の作業)	軽作業員	人		第1編 第3章
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

ウ 記録類基礎整理作業（図面整理） 1枚当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
整理作業員	軽作業員	人	1/D	第1編 第3章
整理作業員 (その他の作業)	軽作業員	人		第1編 第3章
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

エ 出土品応急保存処理 1点当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
整理作業員	軽作業員	人	1/D	第1編 第3章
整理作業員 (その他の作業)	軽作業員	人		第1編 第3章
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり作業量

第4章 仮設工

1 仮設工

(1) 仮設工項目

- ア 足場工等に要する費用
- イ 土留、仮締切等に要する費用
- ウ 用水、電力等の供給設備に要する費用
- エ 高所作業車に要する費用

(2) 仮設工の積算

ア 仮設工として積算する内容は次のとおりとする。

- (ア) 足場工の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
- (イ) 土留、仮締切の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
- (ウ) 電力、用水等の供給設備の設置、撤去、補修等に要する費用
 - a 電力、用水等の供給設備に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該供給設備の使用期間中の損料（賃料）
- (エ) 作業実施に必要な防護施設（転落、飛来等の防止柵等）、仮囲い（工事用防護塀）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該防護施設等の使用期間中の損料（賃料）
- (オ) 作業実施に伴う防塵対策（簡易舗装、タイヤ洗浄装置、路面清掃等）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料（賃料）
- (カ) 高所作業車の運転に要する費用及び使用期間中の損料（賃料）

イ 積算方法

仮設工の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

ウ 仮設材の損料

表1 土留、仮締切等の材料損料率

期間	種別	材料損料率 (%)		
		木材	鋼材	じゃかご
3ヶ月未満		60	10	100
6ヶ月未満		70	20	100
1年未満		90	30	100

- (注) 1 再使用不可能なもの及び長さ2m未満の場合は全損とする。
 ただし、鋼材の内回収可能なものについては、スクラップ控除とする。
- 2 タイロッドは1工事全損としスクラップ控除する。
- 3 ボルト、カスガイ、釘、鉄線等は全損とする。
- 4 上表の適用は、「土木工事標準積算基準書」に準拠する。

表2 足場材、支保材、防護柵の材料損料率

期間	種別	材料損料率 (%)			
		木材	金網	シート	ワイヤロープ
3ヶ月未満		25	80	30	20
6ヶ月未満		40	90		
1年未満		50	100		

- (注) 1 簡易な足場材又は、期間が1ヶ月未満の木材については、損料率15%とする。
- 2 上表の適用は、「土木工事標準積算基準書」に準拠する。

2 締切排水工

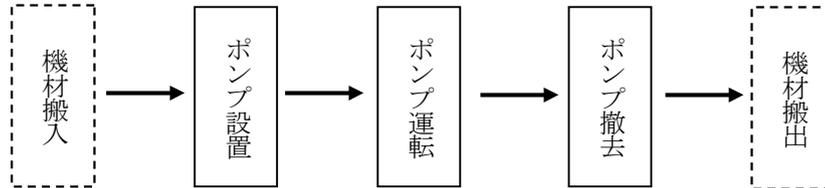
(1) 適用範囲

本資料は、集落遺跡（低湿地遺跡）における水中締切、地中締切の排水工事で、全揚程が15m以下の場合に適用するものとする。

(2) 施工概要

ア 施工フロー

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

イ 排水方法の選定

排水方法は、作業時排水又は常時排水とする。

(ア) 作業時排水とは、作業前（1～3時間）から排水し始めて、作業終了後には排水を中止する方法をいう。なお、作業時排水には一時的に昼夜排水するものも含む。

(イ) 常時排水とは、昼夜連続的に排水する方法をいう。

(3) 施工歩掛

ア 機種を選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表1 機種を選定【ポンプ運転】

機械名	規格	単位	数量				摘要	
			排水量 (m ³ /h)					
			0以上 40未満	40以上 120未満	120以上 450未満	450以上 1,300未満		
工事用 水中 モータ ポンプ	普通型（潜水ポンプ） 口径150mm、全揚程10m	台	1	—	1	—		
	普通型（潜水ポンプ） 口径200mm、全揚程10m	台	—	1	2	5		
発動 発電機	ディーゼル エンジン駆動 排出ガス対策型 (第2次基準値)	定格容量 25kVA	台	1	—	—	—	
		定格容量 35kVA	台	—	1	—	—	
		定格容量 60kVA	台	—	—	1	—	
		定格容量 100kVA	台	—	—	—	1	

(注) 1 工事用水中モータポンプの動力源は、発動発電機を標準とする。

2 工事用水中モータポンプ及び発動発電機は、賃料とする。

3 現場状況等により上表により難しい場合は、別途考慮する。

4 現場条件により、工事用水中モータポンプの動力源が商用電源の場合は、別途考慮する。

イ 運転工歩掛

(ア) 運転日数

排水期間中のポンプの運転日数は、工事の規模、現場状況などから積上げて算出するものとする。

(イ) 労務歩掛

ポンプの排水現場1か所当りの日当たり運転歩掛は、次表とする。

表2 ポンプ運転歩掛 (人/1箇所・日)

名称	排水方法	
	作業時排水	常時排水
特殊作業員	0.14	0.17

- (注) 1 歩掛は、運転日当り運転時間が作業時排水8h、常時排水24hを標準としたものである。
2 労務単価は時間外手当等を考慮しない。
3 歩掛は、排水方法にかかわらず、排水現場1か所当りポンプ台数が1～5台の運転労務歩掛を標準としたものである。現場条件により上表により難しい場合は別途考慮する。
4 1工事中に数分割の締切がある場合は、1締切現場を1か所とする。

ウ 諸雑費

諸雑費はポンプの配管材料の損料等の費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表3 諸雑费率 (%)

排水方法	作業時排水	常時排水
諸雑费率	3	1

(4) 設置・撤去歩掛

ポンプの設置・撤去に要する1か所当りの歩掛けは、次表を標準とする。

表4 設置・撤去歩掛 (1箇所)

名称	規格	単位	数量
土木一般世話役		人	0.5
特殊作業員		人	0.1
普通作業員		人	2.0
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付き・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)吊能力2.9t	日	0.5

- (注) 1 バックホウは、賃料とする。
2 歩掛及び運転日数は、1締切現場当りポンプ設置・撤去台数が1～5台が標準であり、上表により難しい場合は、別途考慮する。
3 使用機械・規格については、上表を標準とするが、現場条件により上表により難しい場合は、別途選定できるものとする。
4 歩掛には、配管設置・撤去労務を含む。
5 1工事中に数分割の締切がある場合は、1締切現場を1か所とする。

(5) 単価表

ア 締切排水工内訳表

名称	規格	単位	数量	摘要
ポンプ運転		日		イ単価表
ポンプ設置・撤去		箇所		ウ単価表
計				

イ ポンプ運転1日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
特殊作業員		人		表2
工事用水中 モータポンプ運転	普通型 (潜水ポンプ)	日	1	表1 機械賃料
発動発電機 運転	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型 (第2次基準値)	日	1	表1 機械賃料
諸雑費		式	1	表3
計				

ウ ポンプ設置・撤去1か所当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表4
特殊作業員		人		表4
普通作業員		人		表4
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付き・ 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	日		表4 機械賃料
諸雑費		式	1	
計				

エ 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
工事用水中モータポンプ	普通型 (潜水ポンプ)	機-7	機械賃料数量→ (常時排水) 1.1 (作業時排水) 1.2
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型 (第2次基準値) 定格容量 25kVA 定格容量 35kVA 定格容量 60kVA 定格容量 100kVA	機-8	(常時排水) 燃料消費量→ 25kVA → 79 35kVA → 115 60kVA → 199 100kVA → 312 機械賃料数量 → 1.1
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型 (第2次基準値) 定格容量 25kVA 定格容量 35kVA 定格容量 60kVA 定格容量 100kVA	機-8	(作業時排水) 燃料消費量→ 25kVA → 26 35kVA → 38 60kVA → 66 100kVA → 104 機械賃料数量 → 1.2
バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き・ 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	機-9	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 69 機械賃料数量 → 1.16

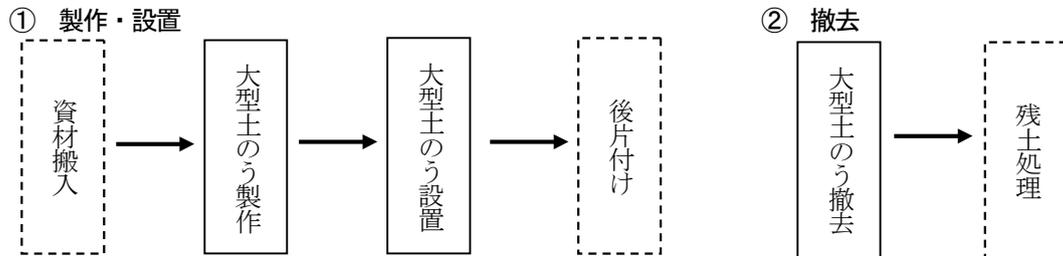
3 大型土のう工

(1) 適用範囲

本資料は、大型土のうの製作・設置、撤去に適用する。
 なお、大型土のうの袋材は容量1 m³を標準とする。

(2) 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3) 機種の選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表1 機種の選定

工種	作業半径	機械名	規格	単位	数量	摘要
製作	—	バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き 超低騒音型・排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	台	1	
設置・ 撤去	6m以下	バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き 超低騒音型・排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	台	1	
	6mを超え 20m以下	ラフテレーン クレーン	排出ガス対策型 (第3次基準値) 油圧伸縮ジブ型25 t吊	台	1	

(注) 1 バックホウ及びラフテレーンクレーンは、賃料とする。
 2 現場条件により、上記により難しい場合は、別途考慮する。

(4) 製作・設置歩掛

ア 編成人員

製作から設置までの一連の日当たり編成人員は、次表を標準とする。

表2 日当たり編成人員 (人)

土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
1	1	1

(注) 1 上表は、横取り作業 (12mまで：製作現場～仮置場) を含む。
 2 製作現場と設置現場が異なる場合は、積込・荷卸・運搬等必要な費用を別途計上する。

イ 日当たり施工量

日当たり施工量は、次表を標準とする。

表3 日当たり施工量

作業種別	単位	施工量
製作・設置	袋	36 (52)

(注) ラフテレーンクレーンを使用する場合は、() 内を使用する。

ウ 諸雑費

諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表4 諸雑費率 (%)

諸雑費率	4 (6)
------	-------

(注) ラフテレーンクレーンを使用する場合は、()内を使用する。

(5) 施工歩掛

ア 編成人員

製作、設置、撤去作業を単独で行う場合の日当たり編成人員は、次表を標準とする。

表5 日当たり編成人員 (人)

作業種別	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
製作	1	1	1
設置	1	1	1
撤去	1	1	—

(注) 1 製作には、横取り作業 (12mまで：製作現場～仮置場) を含む。

2 製作現場と設置現場が異なる場合は、積込・荷卸・運搬等必要な費用を別途計上する。

3 撤去には、中詰材排出を含む。

イ 日当たり施工量

日当たり施工量は、次表を標準とする。

表6 日当たり施工量

作業種別	単位	施工量
製作	袋	62
設置	袋	86 (80)
撤去	袋	144 (134)

(注) 1 ラフテレーンクレーンを使用する場合は、()内を使用する。

2 袋材の処分費及び残土処理費が必要な場合は、別途計上する。

ウ 諸雑費

諸雑費は、製作枠等の費用であり、製作労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表7 諸雑費率 (%)

諸雑費率 (製作)	7
-----------	---

(6) 単価表

ア 大型土のう製作・設置 10袋当たり単価表 (バックホウ設置)

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1×10/D	表2・3
特殊作業員		人	1×10/D	表2・3
普通作業員		人	1×10/D	表2・3
大型土のう	容量 1 m ³	袋	10	
土砂		m ³	10	ほぐした土量
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付き・超低騒音型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	日	10/D	表3 機械賃料
諸雑費		式	1	表4
計				

(注) D：日当たり施工量

イ 大型土のう製作・設置 10 袋当たり単価表（ラフテレーンクレーン設置）

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1×10/D	表2・3
特殊作業員		人	1×10/D	表2・3
普通作業員		人	1×10/D	表2・3
大型土のう	容量 1 m ³	袋	10	
土砂		m ³	10	ほぐした土量
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付き・超低騒音型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	日	10/D	表3 機械賃料
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型 (第3次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日	10/D	表3 機械賃料
諸雑費		式	1	表4
計				

(注) D：日当たり施工量

ウ 大型土のう製作 10 袋当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1×10/D	表5・6
特殊作業員		人	1×10/D	表5・6
普通作業員		人	1×10/D	表5・6
大型土のう	容量 1 m ³	袋	10	
土砂		m ³	10	ほぐした土量
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付き・超低騒音型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	日	10/D	表6 機械賃料
諸雑費		式	1	表7
計				

(注) D：日当たり施工量

エ 大型土のう設置 10 袋当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1×10/D	表5・6
特殊作業員		人	1×10/D	表5・6
普通作業員		人	1×10/D	表5・6
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付き・超低騒音型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	日	10/D	表6 作業半径6m以下の場合 機械賃料
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型 (第3次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日	10/D	表6 作業半径6mを超え 20m 以下の場合 機械賃料
諸雑費		式	1	
計				

(注) D：日当たり施工量

オ 大型土のう撤去 10 袋当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1×10/D	表5・6
特殊作業員		人	1×10/D	表5・6
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付き・超低騒音型・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.8㎡(平積0.6㎡) 吊能力2.9t	日	10/D	表6 作業半径6m以下の場合 機械賃料
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型(第3次基準値) 油圧伸縮ジブ型25t吊	日	10/D	表6 作業半径6mを超え20m 以下の場合 機械賃料
諸雑費		式	1	
計				

(注) D：日当たり施工量

(7) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付き 超低騒音型・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.8㎡(平積み0.6㎡) 吊能力2.9t	機-9	【製作・設置】 (バックホウによる設置) 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 98 機械賃料数量 → 1.39 【製作・設置】 (ラフテレーンクレーンによる設置) 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 112 機械賃料数量 → 1.44 【製作】 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 112 機械賃料数量 → 1.44 【設置】 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 88 機械賃料数量 → 1.36 【撤去】 運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 74 機械賃料数量 → 1.26

4 仮囲い設置撤去工

(1) 適用範囲

本資料は、作業現場における仮囲いの設置及び撤去に適用する。

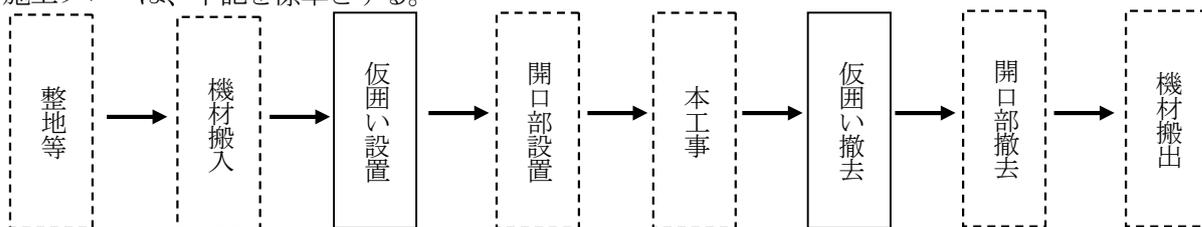
ただし、塗装及び機材搬出入用等のゲートには適用しない。

表1 適用範囲

項目	適用範囲
基礎形式	丸パイプ土中打込式
囲い高さ	3m

(2) 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3) 日当たり編成人員

日当たり編成人員は、次表を標準とする。

表2 日当たり編成人員 (人)

職種	土木一般世話役	普通作業員
編成人員	1	5

(4) 日当たり施工量

日当たり施工量は、次表を標準とする。

表3 日当たり施工量 (m/日)

施工区分	単位	設置	撤去
日当たり施工量	m	35	49

(5) 諸雑費

諸雑費は、設置及び撤去における、ハンマ、ラチェットレンチ、脚立、フックボルト、クランプ等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表4 諸雑费率 (%)

諸雑费率	10
------	----

(6) 仮設材損料

仮囲い設置撤去工に使用する仮設材損料 (供用日当たり損料) は、次表を標準とする。

表5 仮囲い10m当たりの仮設材損料

名称	単位	損料 (円)	摘要
仮囲い仮設材損料	供用日	147	仮囲鉄板丸パイプ

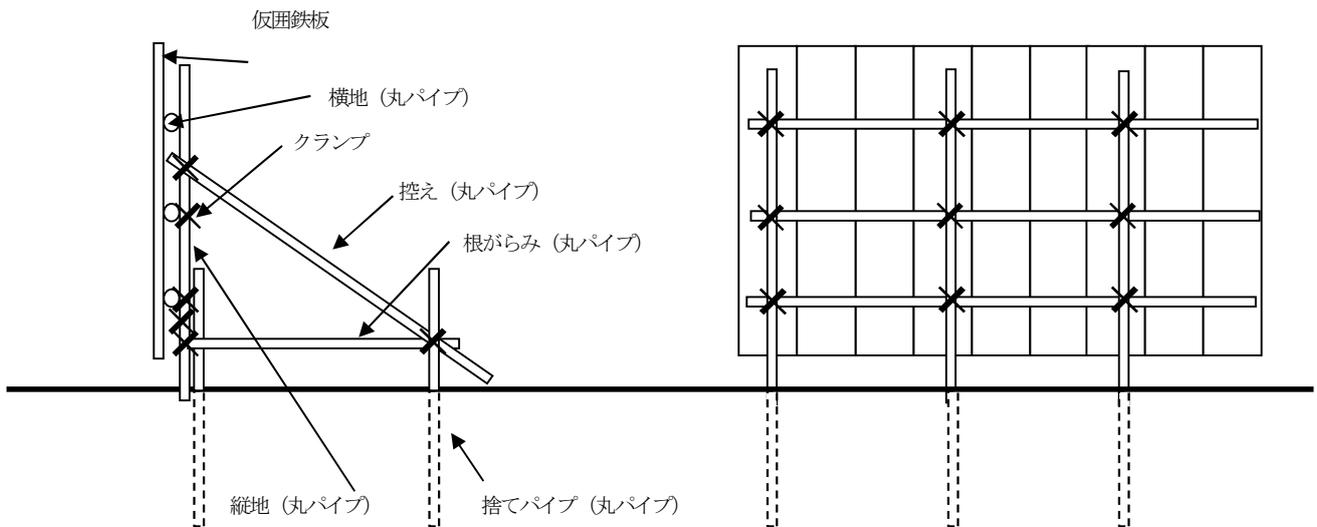
(7) 単価表

ア 仮囲い設置及び撤去 10m当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1 × 10/D	表2・3
普通作業員		人	5 × 10/D	表2・3
仮設材損料		供用日		
諸雑費		式	1	表4
計				

(注) D : 日当たり施工量

(8) 仮囲い概念図 (参考)



5 敷鉄板設置撤去工

(1) 適用範囲

本資料は、作業用道路等において、軟弱地盤等により車両の通行に支障がある場合の敷鉄板設置・撤去作業に適用する。

(2) 機種の選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表1 機種の選定

機械名	規格	敷鉄板	
		設置	撤去
バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積み0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	○	○

- (注) 1 バックホウは、賃料とする。
2 現地条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。

(3) 施工歩掛

ア 編成人数

敷鉄板設置・撤去における日当たり編成人数は、次表を標準とする。

表2 日当たり編成人数

(人/日)

使用機械	土木一般 世話役	とび工	普通作業員
バックホウ (クローラ型)	1	1	1

イ 日当り施工量

日当たり施工料は、次表を標準とする。

表3 日当たり施工量

作業種別	単位	バックホウ (クローラ型)
設置	m ²	656
撤去	m ²	701

(注) 敷鉄板の溶接やガス切断等の作業が必要な場合は、別途計上する。

ウ 諸雑費

諸雑費は、設置及び撤去における、吊金具及びワイヤーロープの費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表4 日当たり施工量 (%)

諸雑费率	1
------	---

(4) 単価表

ア 敷鉄板設置撤去 100 m²当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1×100/D	表2・3
とび工		人	1×100/D	表2・3
普通作業員		人	1×100/D	表2・3
バックホウ (クローラ型) 運転	標準型・クレーン機能付 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積み0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	日	100/D	表3 機械賃料
諸雑費		式	1	表4
計				

D：日当り施工量

イ 敷鉄板賃料 1 枚当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
敷鉄板賃料		枚・日		必要日数を計上
整備費		枚	1	必要な場合計上
不足分弁償金		t		必要量を計上
諸雑費		式	1	
計				

ウ 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
バックホウ (クローラ型)	標準型・クレーン機能付 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積み0.8 m ³ (平積0.6 m ³) 吊能力2.9 t	機-9	【設置】 運転労務数量→1.00 燃料消費量→112 機械賃料数量→1.06 【撤去】 運転労務数量→1.00 燃料消費量→112 機械賃料数量→1.06

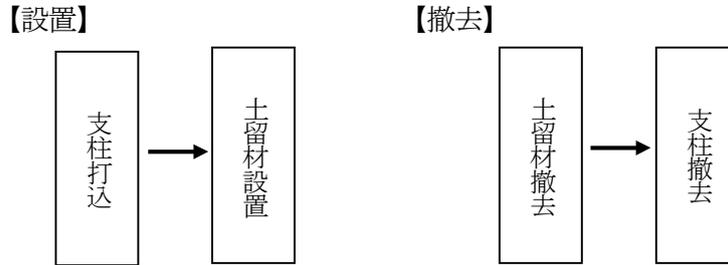
6 掘削防護柵工

(1) 適用範囲

本資料は、法留柵の人力による設置・撤去に適用する。

(2) 施工概要

標準施工フローは、下記のとおりとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分である。

(3) 施工歩掛

施工歩掛は次表を標準とする。

表1 法留柵設置撤去歩掛 (100m当たり)

名称	単位	規格	数量	摘要
普通作業員	人		11.2	
板材	m ³	雑矢板 2.0m×3~4.5cm×12cm	3.0	全損
杭材	本	切丸太直径 7.5cm L=2.0m	100	全損

(4) 単価表

法留柵工 100m当たり設置撤去単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人		表1
板材	雑矢板 2.0m×3~4.5cm×12cm	m ³		表1
杭材	切丸太直径 7.5cm L=2.0m	本		表1
諸雑費		式	1	
計				

7 足場工

(1) 適用範囲

本資料は、発掘作業における足場工に適用する。

なお、ここで示す足場工は、「ア 掘削等作業に直接係る足場工」と「イ 撮影用足場工」がある。

ア 掘削等作業に直接係る足場工

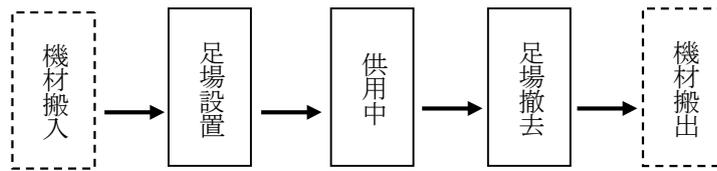
急傾斜地の横穴や古墳の調査、城郭の石垣の調査等において、作業を実施するに当たっての安全上の観点から作業用足場の設置が必要となる事業において適用することができる。

イ 撮影用足場工

集落遺跡・旧石器時代遺跡・古墳・横穴・生産(窯業)遺跡などの全ての遺跡において適用する。

(2) 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。ただし、「撮影用足場工」については、上記フローのうち「足場設置」と「足場撤去」は含まない。

(3) 施工歩掛

- ア 掘削等作業に直接係る足場工
足場材の設置・撤去歩掛は「土木工事標準積算基準書」を準用する。
- イ 撮影用足場工
設置・撤去工は、人力掘削等作業における付随作業として実施する。

(4) 単価表

- ア 掘削等作用に直接係る足場工
足場工の単価表は「土木工事標準積算基準書」を準用する。
- イ 撮影用足場工
使用する足場等は賃料とする。

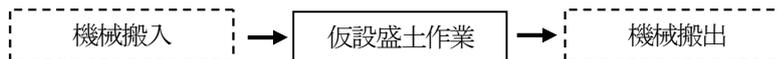
8 仮設盛土

(1) 適用範囲

本資料は、発掘作業において仮設盛土を実施する場合に適用する。

(2) 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3) 機種選定

排出ガス対策型（第2次基準値）クローラ型山積0.8 m³

(4) 単価表

仮設盛土 1000 m³当たり設置撤去単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
バックホウ運転	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型0.8 m ³ 山積	日	1,000/D	第2編 第2章等
諸雑費		式	1	
計				

D：日当たり施工量

9 高所作業車

(1) 適用範囲

本資料は、発掘作業における高所作業車運転作業に適用する。

(2) 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。なお、不整地等で下記規格の高所作業車の使用が適さない場合はこの限りではない。

(3) 施工歩掛

本作業は、各事業につき1回（1日）の計上を基本とする。ただし、調査区・調査面が複数存在するなど、1度に作業しがたい場合に限り、各調査区・各調査面につき1回を上限として、必要回数を積上げることとし、施工歩掛は次表を標準とする。

名称	単位	規格	数量	摘要
運転手（特殊）	人		1	
高所作業車	台	トラック架装リフト・ブーム型 （直伸式） 作業床高22m	1	

(注) 高所作業車は賃料とする

(4) 単価表

高所作業車1回当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手（特殊）		人	1	
高所作業車		台	1	
諸雑費		式	1	
計				

10 交通誘導警備員

(1) 適用範囲

本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

(2) 計上区分

当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当たりの交通誘導警備員の配置人員をもとに、工事期間内で配置される人数を計上する。

なお、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「土木工事標準積算基準」に基づき、労務費の補正を行うこととし、これによりがたい場合は別途考慮する。

11 その他

その他定めのない事項で、本発掘調査の実施上必要となるものについては、「土木工事標準積算基準」を準用する。

第3編 遺跡測量等業務

第1章 遺跡測量等業務委託の積算

1 適用範囲等

(1) 適用範囲

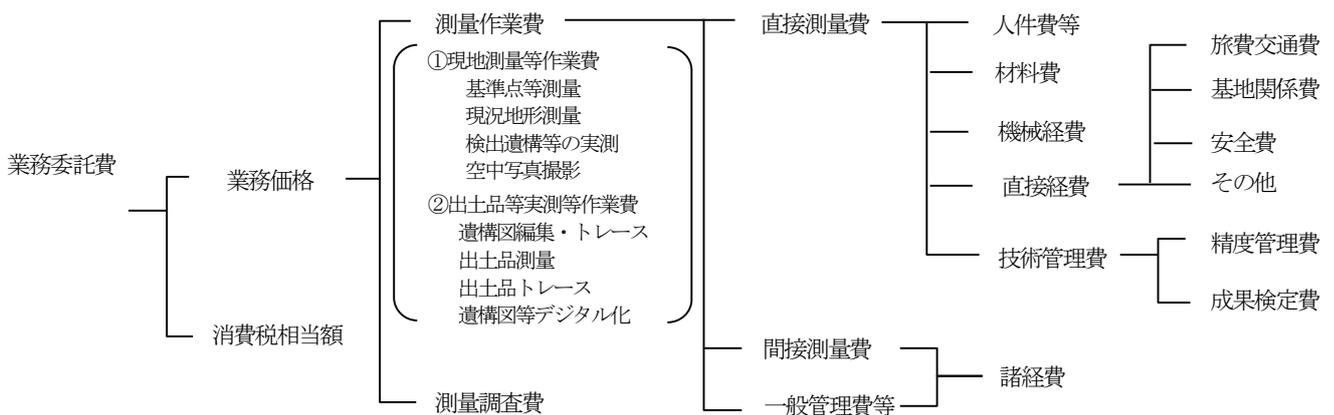
記録保存に直接必要となる遺跡測量等業務委託（以下「業務委託」という。）の積算に適用する。なお、ここに記されない事項については、「設計業務等標準積算基準書」を準用する。

(2) 業務の対象

記録保存に直接必要となる測量には、現地作業における基準点等測量、現況地形測量、検出遺構等の実測及び空中写真撮影等の現地測量のほか、出土品の実測及びトレース、記録類（遺構）の編集・トレース、遺構図等のデジタル化等の出土品等実測等作業を含む。

なお、現地作業における測量作業は業務委託を基本とするが、その他の測量業務は調査対象遺跡の種類や現地の実情、調査期間等を考慮して決定する。また、1か月未満の短期間の現地調査や、特殊な遺跡等の調査については、この基準の限りではない。

2 業務委託費の構成



3 業務委託費構成費目の内容

(1) 測量作業費

測量作業費は、一般的な基準点等測量、現況地形測量、検出遺構等の実測及び空中写真撮影等の作業に要する現地測量等作業費、発掘調査で検出した遺構の遺構図編集・トレース及び出土品の実測及びトレース、遺構図等のデジタル化等に要する出土品等実測等作業費からなる。

ア 直接測量費

直接測量費は、次の各項目について計上する。

(ア) 人件費等

a 直接人件費

当該測量作業に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は「設計業務等標準積算基準書」及び「静岡県建設資材等価格表（業務委託等技術者）」に基づく。

b 賃金

賃金は、当該測量作業を実施するのに要する労務の費用である。

(イ) 材料費

材料費は、当該測量作業を実施するのに要する材料の費用である。

(ウ) 機械経費

機械経費は、当該測量作業に使用する機械に要する費用である。その算定は、「設計業務等標準積算基準書」に基づく。

(エ) 直接経費

a 旅費交通費

当該測量作業に従事する者に係る旅費・交通費であり、「静岡県職員の旅費に関する条例」「静岡県職員の旅費に関する規則」に基づく。

ただし、空中写真測量の場合は撮影に関する者の往復交通費は、本拠飛行場から撮影基地までとする。操縦及び整備に関する者の往復交通費は計上しない。

b 基地関係費

基地関係費は、測量作業を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。

c 安全費

安全費は測量作業における安全対策に要する費用である。

d その他

器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。

(オ) 技術管理費

a 精度管理費

精度管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。

b 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。

また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。

イ 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。

ウ 一般管理費等

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなり、諸経費として計上する。

(ア) 一般管理費

一般管理費は当該測量作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(イ) 付加利益

付加利益は、当該測量作業を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

(2) 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

(3) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

4 積算方式

(1) 業務委託

業務委託費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

ア 測量作業費

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} + (\text{成果検定費}) \end{aligned}$$

イ 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、「設計業務等標準積算基準書」で定められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。なお、諸経費の算出は別表1のとおりである。

ウ 測量調査費

測量調査費については、「設計業務等標準積算基準書」における測量調査費による。

なお、技術経费率の適用表の測量調査についての運用は、「設計業務等標準積算基準書」に基づく。

エ 端数処理

業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は、諸経費又は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。

別表1

(ア) 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(イ)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

(イ) 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：諸経费率（単位：％）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く〕

A、b：変数値

(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。

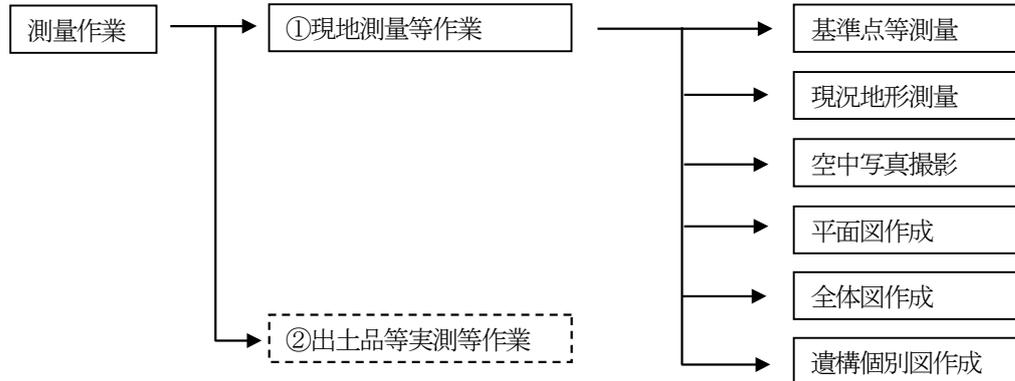
(2) その他の事項

ここに定めのない事項については、「設計業務等標準積算基準書」に準じる。

第2章 測量等業務

1 現地測量等作業

(1) 作業の概要



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(2) 適用範囲と作業方法

各作業は、次の遺跡に適用する（遺跡の種別は「作業標準」に基づく）。

ア 基準点等測量

集落遺跡・旧石器時代遺跡・古墳・横穴・生産(窯業)遺跡などの全ての遺跡で実施する。

イ 現況地形測量

古墳・横穴・生産(窯業)遺跡等の遺跡において、調査前の地形図作成が必要となる場合に実施し、TS測量を基本とする。

ウ 空中写真撮影

集落遺跡・旧石器時代遺跡・古墳・横穴・生産(窯業)遺跡などの全ての遺跡で、実機若しくはラジコンヘリを使用して実施する。ただし、現場の状況により撮影ができない場合は実施しない。

エ 平面図作成

集落遺跡・旧石器時代遺跡・古墳・横穴・生産(窯業)遺跡などの全ての遺跡で実施する。空中写真測量を基本とするが、現地の状況により空中写真撮影ができない場合は、TS測量とする。

オ 全体図作成

集落遺跡・旧石器時代遺跡・古墳・横穴・生産(窯業)遺跡などの全ての遺跡で実施する。空中写真測量を基本とするが、現地の状況により空中写真撮影ができない場合は、TS測量とする。なお、古墳・横穴・生産(窯業)遺跡以外の遺跡の調査で古墳・横穴の上記作業を準用する場合も適用する。

カ 遺構個別図作成

集落遺跡・旧石器時代遺跡・古墳・横穴・生産(窯業)遺跡などの全ての遺跡で検出した遺構等に対し実施し、測量技師等により対象となる遺構の調査に最も適した測量用具を使用した実測を基本とする。

なお、古墳の「周溝・墓道・墳丘断面実測」・「主体部(埋葬施設)実測」、横穴の「前庭・墓道関連実測」・「主体部(埋葬施設)実測」等もこの作業に含める。また、古墳・横穴以外の遺跡の調査で古墳・横穴の上記作業を援用する場合も適用する。

キ 全体計画・打合せ協議

全ての遺跡に適用する。

ク その他

上記以外で記録保存上必要となる実測図を作成する場合で業務委託での実施が効率的であると判断される場合は「その他の実測図作成」として別途計上することができる。

(3) 作業費の積算

ア 基準点等測量

基準点等測量費＝各基準点測量費＋各水準測量費＋グリッド杭設置費

各基準点測量費＝各基準点数×各基準点単価

各水準測量費＝各水準測量距離（片道表示）×各水準測量単価

グリッド杭設置費＝グリッド杭本数×グリッド杭単価

(注) 1 基準点の本数と水準測量の距離は、現地状況を基に決定する。

2 グリッド杭設置の本数は、4本を基本とし、調査面積が100㎡を超える場合は、400㎡につき2本を基本数に加算することを基本とする。

なお、現地状況により必要最低限本数を追加することを妨げない。

グリッド杭本数＝4＋{(調査面積－100)÷400}×2

※端数は小数点1位を四捨五入する

イ 現況地形測量

「設計業務等標準積算基準書」第1編第2章測量業務第8節現地測量に準じる。

ウ 空中写真撮影

空中写真撮影費＝(撮影費＋各フィルム等作成費＋各印画焼付処理費＋標定点測量費)×撮影回数＋製本費

(注) 1 撮影は、景観写真と図化用の撮影を基本とする。

2 撮影回数は一度に調査する遺構面数と同数を基本とするが、現地の状況や遺跡の内容に応じて撮影回数を増やすことを妨げない。

3 景観写真のフィルム作成は、ブローニー判のモノクロ・カラーの2種を基本とし、1回の撮影につき各3枚の作成を基本とする。ただし、実機を使用する場合は4×5判のモノクロ・カラーの2種を基本とする。

4 印画焼付処理は、景観写真のモノクロ密着、モノクロキャビネ判、カラーキャビネ判相当焼付を基本とし、1回の撮影につき各3枚の作成を基本とする。

エ 平面図作成

平面図作成費＝調査対象面積×単価（円/㎡）

単価には作業計画、細部測量、数値編集、検査校正等に要する費用が含まれる。

オ 全体図作成

全体図作成費＝調査対象面積×単価（円/㎡）

単価には作業計画、細部測量、数値編集、検査校正等に要する費用が含まれる。

カ 遺構個別図作成

遺構個別図作成費＝労務単価×作業実施日数

労務単価＝直接人件費＋機械経費＋材料費＋通信運搬費＋精度管理費

(ア) 作業実施日数の算定は、第1編第4章により算出した人力作業日数に基づき、必要となる日数を計上する。ただし、ここで対象とする人力作業日数には包含層掘削作業日数及び、上記イで実施する現況地形測量に必要となる日数は含めないものとする。また、遺構密度が80%を超えるような遺構超過密集遺跡の場合やこれに類する出土品超過密集旧石器時代遺跡の場合はこのかぎりではない。

なお、作業実施日数は小数点第1位を切り上げる。

(イ) 遺構個別図作成の労務単価の算出は次表による。

表1 遺構個別図作成作業 労務単価 (1日当たり)

名 称	規格	数量	単位	摘 要
遺構個別図作成作業測量技師等編成			人	表2による
諸雑費				
機械経費		6.5	%	遺構個別図作成作業測量技師等編成に対する
通信運搬費		1.0	%	
材料費		2.0	%	
精度管理費		5.0	%	遺構個別図作成作業測量技師等編成及び機械経費の合計に対する
合 計				

表2 遺構個別図作成作業測量技師等編成 (204日当たり)

名 称	規格	数量	単位	摘 要
遺構測量作業				
測量主任技師			人	
測量技師		106.00	人	
測量技師補		163.00	人	
測量助手		139.00	人	
遺構測量作業合計				
遺構図作成作業				
測量主任技師		6.00	人	
測量技師		53.00	人	
測量技師補		137.00	人	
測量助手			人	
遺構図作成作業合計				
合 計				

1日当たり=合計÷204日

※204日：年間稼働日数

17日/月（月当たり稼働日数）×12月/年=204日/年

キ 全体計画・打合せ協議

全体計画・打合せ協議費

ただし、回数は次表のとおりとする。

表3 全体計画・打合せ協議 6か月未満調査3回（着手時・中間1・完了時）

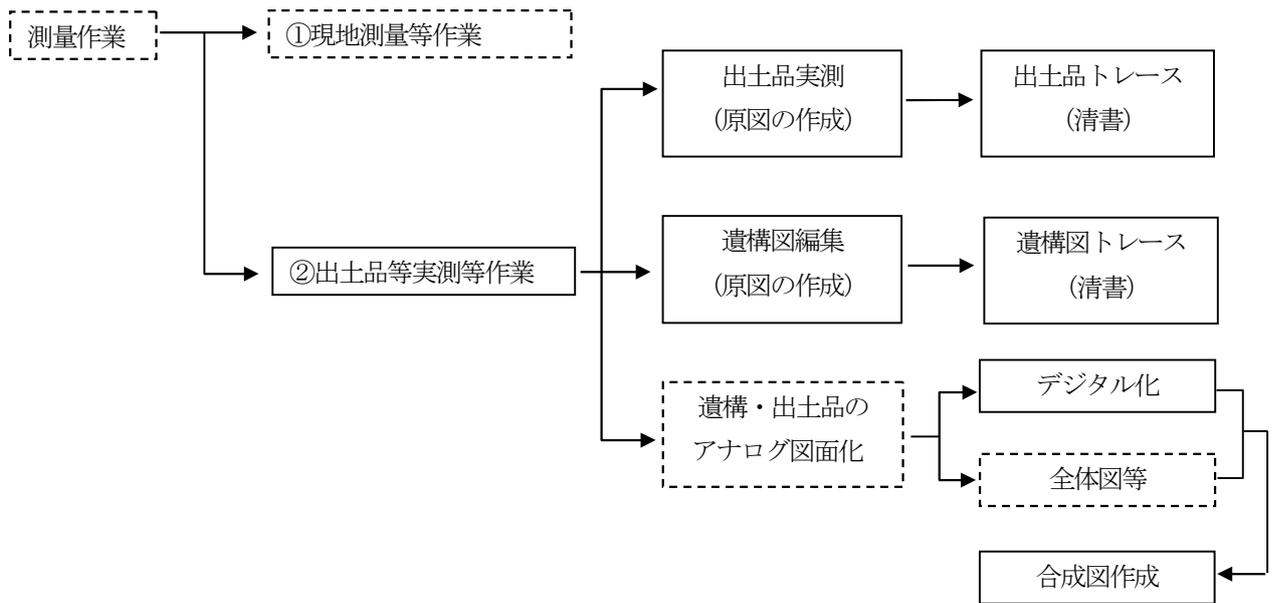
名 称	規格	数量	単位	摘 要
測量主任技師	着手時、中間1、完了時	1.5	人	
測量技師	着手時、完了時	1.0	人	
測量技師補	中間1	0.5	人	

表4 全体計画・打合せ協議 6か月以上調査5回（着手時・中間3・完了時）

名 称	規格	数量	単位	摘 要
測量主任技師	着手時、中間3、完了時	2.5	人	
測量技師	着手時、完了時	1.0	人	
測量技師補	中間3	1.5	人	

2 出土品等実測等作業

(1) 作業の概要



(注) 1 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(2) 適用範囲と作業方法

出土品等実測等作業は、当該の発掘調査業務の中で別個に委託することによって、業務全体の期間の短縮が図れ、経済上の効果が高いと判断される場合に、委託業務として実施する。

ア 出土品実測

(ア) 適用範囲：出土品本整理作業における実測・拓本

(イ) 作業方法：対象物の図化に最も適した用具を用いて、対象物の形状・大きさ・厚さ等を正確に計測し、等倍を基本として図化する。また、対象物の法量や加工(調整)方法・質感等の情報をあわせて記録する。

イ 出土品トレース

(ア) 適用範囲：出土品本整理作業におけるトレース

(イ) 作業方法：実測した出土品の図を製図ペン又はパソコンを用いて清書する。使用する用具は必要により指定する。

ウ 遺構図編集・トレース

(ア) 適用範囲：記録類本整理作業における図面編集、版組(図)、トレース

(イ) 作業方法：発掘作業において遺構等を記録した実測図について、報告書に掲載するための印刷用原図の作成を最終的な目的とする作業である。作業の過程には図面編集、版組(図)、トレースの各作業が含まれる。また、必要によっては、発掘作業で作成した遺構等を記録した実測図を基に必要となる新たな図面を作成する作業も含まれる。使用する用具は、対象物の図化に最も適した用具を選択する。

エ 遺構図等デジタル化

(ア) 適用範囲：記録類本整理作業における図面編集

(イ) 作業方法：発掘作業において遺構等を記録した実測図のうちデジタル化をしなかった図面に対し、必要に応じてデジタル化を行い1/20 平面図・1/100 全体図との合成を図る作業である。この作業は後に実施する図面編集、版組(図)、トレースの各作業効率が図れる場合に実施する。必要に応じて出土品の実測図・トレース図についてもデジタル化を行うことができる。

オ 全体計画・打合せ協議

全ての遺跡に適用する。

※各作業における適用範囲の各作業名称は「作業標準」に基づく。

(3) 作業費の積算

ア 出土品実測

出土品実測費＝出土品実測単価×実測点数

出土品実測単価＝直接人件費＋機械経費＋材料費＋通信運搬費＋精度管理費

※実測点数は通常は対象となる出土品の個体数とする。

イ 出土品トレース

出土品トレース費＝出土品トレース単価×トレース点数

出土品トレース単価＝直接人件費＋機械経費＋材料費＋通信運搬費＋精度管理費

※トレース点数は通常は対象となる出土品の個体数とする。

ウ 遺構図編集・トレース

遺構図編集・トレース費＝遺構図編集・トレース単価×編集・トレース点数

遺構図編集・トレース単価＝直接人件費＋機械経費＋材料費＋通信運搬費＋精度管理費

※編集・トレース点数は通常は対象となる遺構の個体数とする。

エ 遺構図等デジタル化

① 面積による場合

遺構図等デジタル化費＝遺構図等デジタル化単価（円/m²）×デジタル化面積

② 図面枚数による場合

遺構図等デジタル化費＝遺構図等デジタル化単価（円/枚）×図面枚数（〇判）

遺構図等デジタル化単価＝直接人件費＋機械経費＋材料費＋通信運搬費＋精度管理費

(4) 出土品等実測等作業単価表

ア 出土品実測、出土品トレース 1点あたり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
整理作業員		人		第1編 第3章
諸雑費		式	1	
計				

イ 遺構図編集・トレース 1点あたり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
整理作業員 (遺構図編集作業)	(測量技師補)	人		第1編 第3章
整理作業員 (版組(図)作業)	(測量技師補)	人		第1編 第3章
整理作業員 (トレース作業)	(測量助手)	人		第1編 第3章
諸雑費		式	1	
計				

第4編 整理作業・保存処理業務

第1章 整理作業・保存処理業務委託の積算

1 適用範囲等

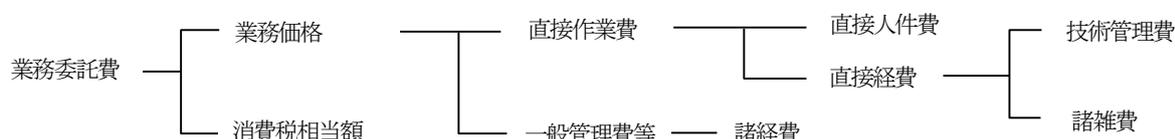
(1) 適用範囲

発掘作業で作成した記録類及び出土品について、将来にわたって保管し公開と普及を図ることに備えるための作業に必要な整理作業・保存処理業務委託費の積算に適用する。

(2) 業務の対象

整理作業・保存処理業務委託で実施する作業には、「作業標準」で定められる資料整理作業、保存処理及び報告書刊行作業が含まれる。ただし、ここでいう報告書刊行作業には原稿執筆作業と印刷製本作業は含まない。また、必要がある場合は、基礎整理作業も実施対象作業とする。

2 業務委託費の構成



3 業務委託費構成費目の内容

(1) 直接作業費

直接作業費は直接人件費と直接経費で構成される。

直接作業費＝直接人件費＋直接経費

ア 直接人件費

直接人件費は当該作業に従事する整理作業員の人件費である。その算定は次の（ア）及び（イ）による。

（ア）所要人員

所要人員は、「作業標準」に基づき作業種別ごと求めた所要人員の総和のことである。

（イ）労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

イ 直接経費

直接経費は、当該作業の精度を確保するため必要となる管理に要する技術管理費及び諸雑費からなる。諸雑費は当該作業に必要な労務等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

直接経費＝技術管理費＋諸雑費

(2) 一般管理費等

一般管理費等は作業実施に当たる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、近年の市場価格等を参考に必要な費用を積算するものとする。

(3) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

4 積算方式

業務委託費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託費} &= (\text{直接作業費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{ (\text{直接作業費}) + (\text{一般管理費等}) \} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

ア 直接作業費

$$\begin{aligned} \text{直接作業費} &= (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) \\ &= (\text{所要人員} \times \text{労務賃金}) + (\text{直接経費}) \end{aligned}$$

所要人員の算定は、次式により算定するものとする。

$$\text{所要人員} = \text{作業種別所要人員} 1 + \text{作業種別所要人員} 2 + \dots + \text{作業種別所要人員} n$$

$$\text{作業種別所要人員} n = \text{作業種別対象数量} \div \text{日当り作業量}$$

なお、作業種別必要人員 n は小数点第2位を切り上げ、所要人員は小数点第1位を切り上げるものとする。

イ 一般管理費等

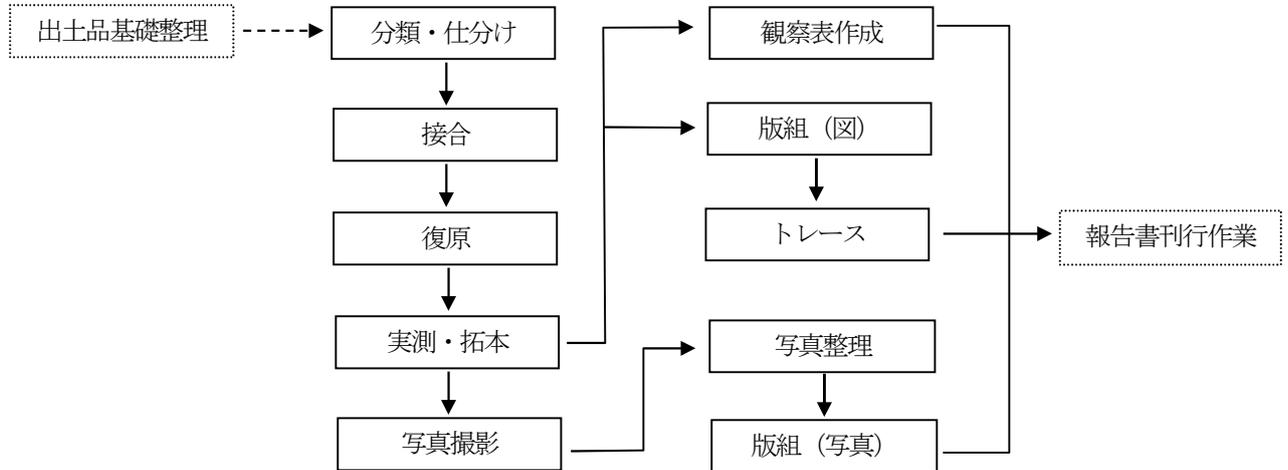
一般管理費等は、一般管理費率を直接作業費に乗じて得た額とする。

第2章 整理作業・保存処理業務

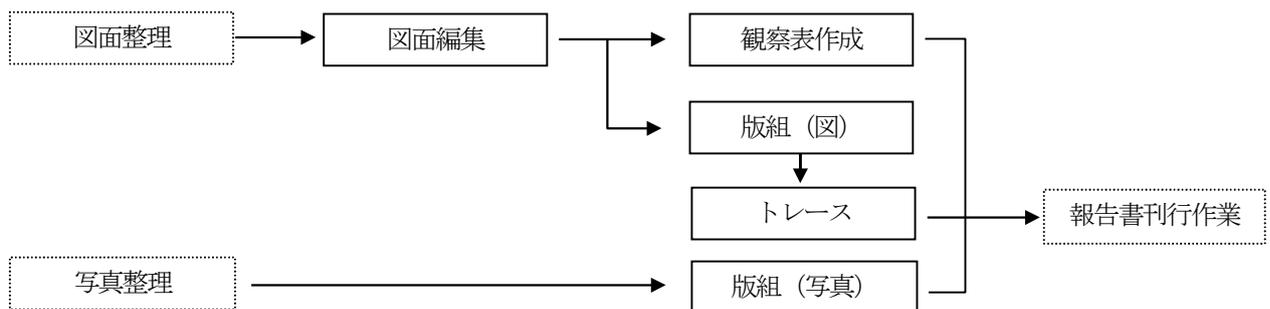
1 資料整理作業

(1) 作業の概要

ア 出土品本整理作業



イ 記録類本整理作業



- (注) 1 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
 2 各作業には、それぞれの作業に伴う付随作業を含む。

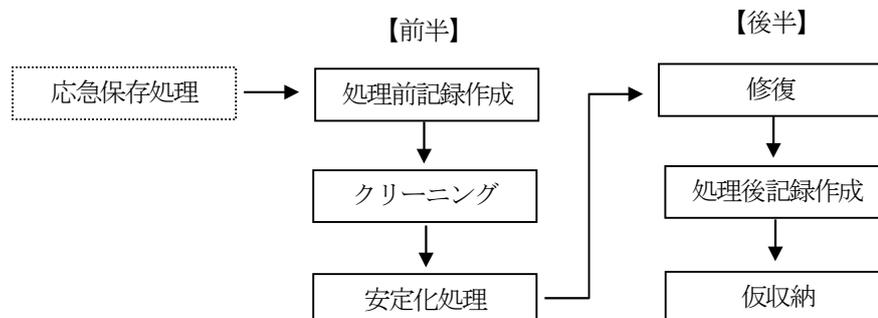
(2) 作業方法

各作業の実施に当たっては、調査担当者等の指示により「作業標準」に基づいて作業を行う。

作業途中及び作業終了後は監理する調査担当者等の確認を受けるものとし、調査担当者等が作業内容に対し適正と判断したものをもって、対象となる作業が終了したものとする。

2 保存処理

(1) 作業の概要



- (注) 1 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

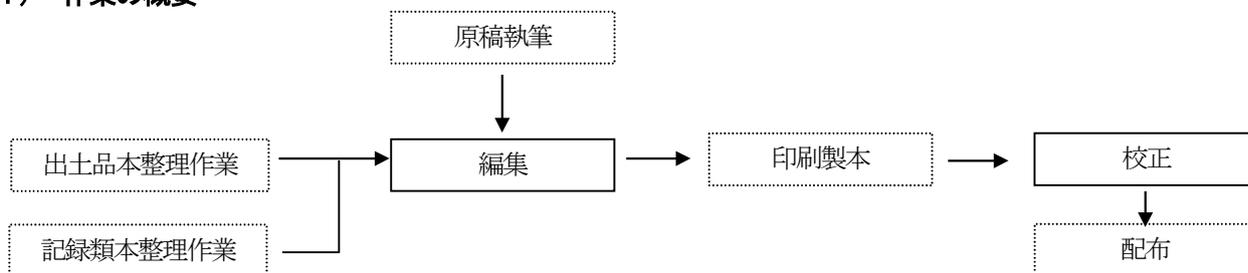
(2) 作業方法

各作業の実施に当たっては、調査担当者等の指示により「作業標準」に基づいて作業を行う。

作業途中及び作業終了後は監理する調査担当者等の確認を受けるものとし、調査担当者等が作業内容に対し適正と判断したものをもって、対象となる作業が終了したものとする。

3 報告書刊行作業

(1) 作業の概要



- (注) 1 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2 各作業には、それぞれの作業に伴う付随作業を含む。

(2) 作業方法

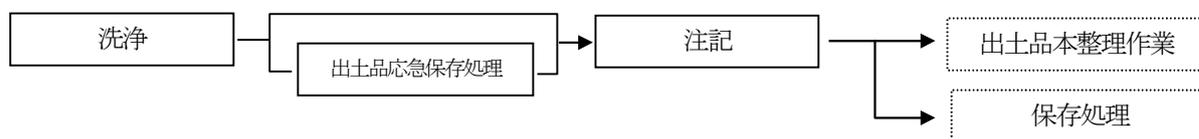
各作業の実施に当たっては、調査担当者等の指示により「作業標準」に基づいて作業を行う。

作業途中及び作業終了後は監理する調査担当者等の確認を受けるものとし、調査担当者等が作業内容に対し適正と判断したものをもって、対象となる作業が終了したものとする。

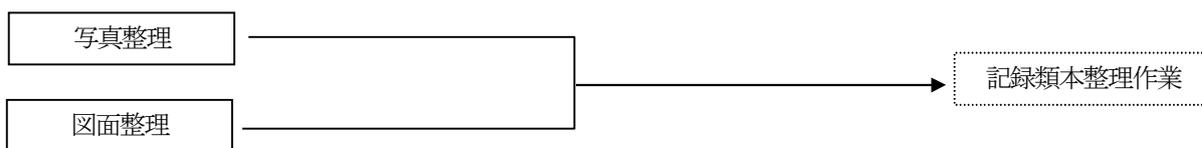
4 基礎整理作業・出土品応急保存処理

(1) 作業概要

ア 出土品基礎整理・出土品応急保存処理



イ 記録類基礎整理



- (注) 1 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2 各作業にはそれぞれの作業に伴う付随作業を含む。

(2) 作業方法

各作業の実施に当たっては、調査担当者等の指示により「作業標準」に基づいて作業を行う。

作業途中及び作業終了後は監理する調査担当者等の確認を受けるものとし、調査担当者等が作業内容に対し適正と判断したものをもって、対象となる作業が終了したものとする。

第5編 その他の業務

第1章 自然科学分析業務委託の積算

1 適用範囲等

(1) 適用範囲

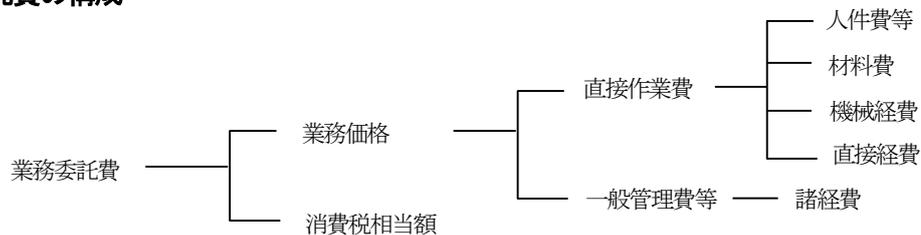
記録保存のための発掘調査を実施するに当たって、記録保存に直接必要となる遺跡の情報を把握するために肉眼では捕えきれない出土品や遺構の属性を明らかにする目的で、出土品や土壌などに対して行う理化学的分析に必要となる委託費の積算に適用する。

(2) 業務の対象

記録保存に直接必要となる自然科学分析には、現地調査時における遺構等の覆土(埋土)に対し行う各種の土壌分析(花粉同定、プラントオパール分析、熱残留地磁気測定等)のほか、出土品に対し行う各種の属性分析(胎土分析、樹種同定、放射性炭素年代測定、金属成分分析、人骨・動物種別鑑定等)が対象となる。各種の分析の主眼は記録保存の対象となる遺跡の特性及びその遺跡を代表する出土品の特性により選択する。

なお、遺構等を対象とした分析は現地調査時に、出土品を対象とした分析は資料調査時に実施することを基本とするが、対象となる遺跡の状況によってはこれを妨げない。

2 業務委託費の構成



3 積算方法

(1) 直接作業費

直接作業費＝分析単価×分析対象物点数

ただし、分析単価＝直接人件費＋諸雑費

諸雑費＝機械経費＋材料費＋直接経費

※ 分析点数は分析対象の試料点数とする。

※ 単価は分析対象物に対する近年の市場価格等を参考とする。

(2) 諸経費

諸経費は、主たる分析対象物に対する近年の市場価格等における諸経費率を参考とする。

第2章 その他の業務委託の積算

1 適用範囲等

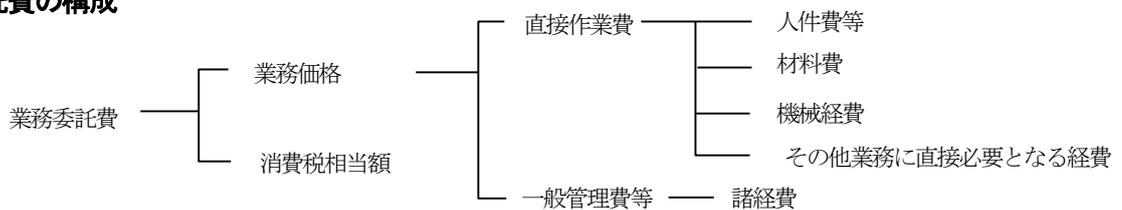
(1) 適用範囲等

記録保存のための発掘調査を実施するに当たって、記録保存に直接必要となる業務に係る委託費の積算に適用する。

(2) 業務の対象

調査対象となる遺跡の状況や周辺の環境等を基に、記録保存上必要となる作業で外部委託することで調査業務全体の効率化が図れる作業について適用する。

2 業務委託費の構成



3 積算方法

(1) 直接作業費

直接作業費＝単価×対象数量

ただし、単価＝直接人件費＋諸雑費

諸雑費＝機械経費＋材料費＋その他業務に直接必要となる経費

※ 単価は参考見積り等を基に設定する。

(2) 諸経費

諸経費は、主たる対象物に対する近年の市場価格等における諸経费率等を参考とする。